

≡ 論 説 ≡

帝政ロシア末期における農業問題と 「農民小所有地」相続法の審議

—— 農業危機と相続法の「ヨーロッパ化」——

佐 藤 芳 行

目 次

はじめに

- I 農奴制廃止後の農業生産に関する長期統計
 - II 家族分割に関する立法の歴史的概要
 - III 内務省地方課における「小所有地における相続に関する」法案の審議
 - IV 農業省における「小土地所有の分割の防止のための方策に関する」法案の審議
- むすび

はじめに

第一次世界大戦前夜の数年間に帝政ロシアの土地整理農業庁（以下、農業省）および内務省の2省庁は、農民の土地（分与地）の相続に関する法案を審議し、その一部分を立法府（国会と国家評議会）に提出した。これらの法案を作成しようとする内務省と農業省の目的は、それまで農民慣習法に委ねられていた農民地の相続法を成文化し、民法（『ロシア帝国法令全書』、第10巻、第1部）に組み入れることにあったが、それと同時に「家族分割」と「相続」に際しての農民の「小所有地」の「有害な分割」を制限することにもあった。実際には、1914年に法案の一部（相続に関する一般規定）が立法府に提出されたとはいえ、土地の分割を規制する法案（1913年夏に農業省の法案に一本化された）は提出されず、その後、開戦とともに土地相続問題は政治の前景から退いてゆき、結局、両省の準備した法案はともに法律として成立するには至らなかった。本稿は、これらのうずもれてしまった法案の作成・審議の過程を紹介することを課題とする。

ところで、最終的に成立しなかったとはいえ、これらの法案は帝政ロシアの農民問題や農業問題にとって重要な意味を持つばかりでなく、ロシアにおける将来の経済発展全体にとって決定的な意味を持つものであったと言わなければならない。その理由は、法案があつた、ロシア帝国の農民を長い間苦しめてきた土地問題に最終的に終止譜を打ち、また「オプシチーナ（共同体）的所有」から「個人的所有」への転換を準備した1906年11月9日の勅令後、新たに生み出

されてくる農民の個人的所有の区画地、さらには土地整理事業の結果生み出されるフートルとオートルプとを「有害な」分割から防ぐことによってロシア農業の発展を実現し、その基盤の上に工業化と経済成長とをさらに推進することを展望していたことに、求められる。

そこで、以下では、上記の法案の審議・作成過程を検討することにするが、その前にこれらの法案が登場した背景を知るために、それらがどのような経済史的事実を背景として登場することになったのか、またそうした事象に対して従来どのような政策的対応が取られてきたかを概観しておくこととしよう。そのため、まず最初に1902年の「農業問題協議会」およびその内部に設置された「中央部委員会」で検討された農業生産に関する長期経済統計を検討したのち、1861年から1905/07年にいたる数十年間における政府の立法活動をみておこう。

1 農奴制廃止後の農業生産に関する長期統計

農奴解放令の公布（1861年）から20世紀初頭の数十年間にロシア帝国の農業生産はどのような趨勢を示したであろうか。

それを統計的に把握しようとする試みは19世紀末に始められていた。すなわち、1897年に中央黒土地域の「衰退」に関する議論が生じると、大蔵大臣、ヴィッテは世論を刺激することを避けつつ、この問題をK.Φ.ゴローヴィン、A.Д.ポレーノフ、H.H.クートレル、B.И.コヴァレフスキー（商工業庁長官）などの小グループに調査させることとし、大蔵省内にヨーロッパ・ロシア中央黒土地帯の諸県群の経済的衰退の一般的・基本的原因の解明のための特別協議会（議長、И.А.ズヴェギンツェフ）を付設した。この特別協議会は収集した資料にもとづいて1901年に報告書（ポレーノフ作成）を提出し、その中で次のような調査結果を明らかにした。すなわち、1861-65年から1890-95年にかけて農民人口一人あたりの穀物収量が帝国の西部（北西部、南西部、南部、小ロシア）ではかなり増加したのに対して、本来のロシア諸県（北部、工業地域、中央農業地域）では著しい減少をみたという事実である。減少はとりわけ中央農業地域において著しく、ここでは一人あたりの農作物収量は3分の2に低下していた。こうした現象の原因はどこにあるのか？ 報告書は、経済的諸原因および一般生活秩序の諸原因をあげたのち、「現在、人口が増加し、土地が次第に消耗するとともに、財産上・市民的・家族的および行政的な関係が複雑化するとともに、これらの有害な側面がますます感じられるようになっている⁽¹⁾」と結論した。しかし、ヴィッテはこの報告書に満足せず、農民問題の根本的な再検討の必要性を示すために、より権威ある根拠づけを求めた。こうして1902年に中央部委員会が設置され、この委員会によって1904年に大部の報告書が提出されることになる⁽²⁾。

ここでは、この報告書⁽³⁾にもとづいて、ヨーロッパ・ロシア50県の農作物（春播・秋播の主要穀物）の「生産量」および「村落人口」の40年間にわたる長期的変化をみておこう。

まず農作物の生産量のうち、農民の分与地における長期的変化をみておこう。表1は、1861-1900年の40年間にわたる農民分与地からの総収量を10年ごとの平均値によって示すものであるが、この表から、ヨーロッパ・ロシア全体で、1860年代から1890年代にかけて分与地の総収量

が1.365倍に増加したことがわかる。もとより増加率は各地域・各県ごとに著しく相違しており、本来の「大ロシア諸県」（以下、ロシア諸県と記す）では北東部（ヴャトカ県とペルミ県）および南東部（アストラハン県とドン管区）の辺境地域を除いてかなり低く、これらの地域（4県）を含めたロシア諸県全体で1.211倍にすぎない。これに対して、「西部諸県」（沿バルト，リトアニア，白ロシア，南西部＝右岸ウクライナ，小ロシア，新ロシアの諸地域）では，沿バルトから北西部を経由し，ウクライナにいたるほとんど全ての地域で穀物生産量はかなり著しく増加しており，西部地域全体では1.882倍に達している。その結果，1860年代年から1890年代までに農民地の穀物生産にしめる西部諸県の割合は23パーセントから32パーセントにまで増加した。

表1 穀物総収量 農民分与地

(単位：千ブード)

地 域	1861-70年	1871-80年	1881-90年	1891-1900年
北部	58,906	59,393	70,274	77,317
北東部	115,338	134,559	149,932	205,317
東部	125,754	114,812	140,714	148,116
南東部	40,342	36,102	71,233	84,142
中流ヴォルガ地域	105,343	112,478	112,806	117,184
中央農業地域（南東部）	242,008	247,052	221,225	255,346
中央農業地域（北西部）	150,316	162,142	146,417	139,826
中央工業地域	149,644	142,310	165,186	169,119
沿バルト地域	26,189	23,858	28,129	36,681
北西部	70,023	91,334	94,432	121,218
南西部	76,112	101,936	105,919	135,926
小ロシア	53,083	68,274	63,574	74,005
新ロシア	68,860	86,046	122,198	185,905
中央部諸県	987,651	1,008,848	1,077,787	1,196,367
西部諸県	294,267	371,448	414,252	553,735
合 計	1,281,918	1,380,296	1,492,039	1,750,102

史料) Труды высочайше учрежденной 16 Ноября 1901 г. Комиссии по исследованию вопроса о движении с 1861 г. по 1900 г. благосостояния сельского населения средне-земледельческих губерний, сравнительно с другими местностями Европейской России, 1 часть, СПб., 1903, с.155-177.

こうした穀物生産の中心地の東部から西部への移動は，私有地においては，もっとはっきりと認められる。表2は，私有地における穀物生産の長期的趨勢を示すが，ここから見られるように，ロシア諸県における私有地の穀物総収量が1.793倍の増加にとどまったのに対して，西部諸県における私有地の総収量は2.574倍に増加し，その結果，西部地域の割合は41.7パーセントから50.7パーセントにまで増加したのである。

さらに注目されるのは，穀物生産中心地の西部諸県への漸次的な移動と平行して，分与地か

ら私有地への移動傾向も認められることである。表1と表2からは、ヨーロッパ・ロシア全体における私有地の割合が23.9パーセントから34パーセントに上昇したことが示される。ただし、私有地の割合は、ロシア諸県では1890年代においても26.1パーセントにとどまり、しかも私有地のかかなりの部分は農民によって借地されていた。これに対して、西部諸県では私有地の割合は43.9パーセントにも達し、しかもそのうちのかかなりの部分は、旧領主の直営地において経営されていたと考えられる。かくしてロシア諸県が農民経営（分与地）の圧倒的に優れた地域という特徴を強固に維持し続けたのに対して、農奴制時代から領主直営地と「グーツヴィルトシャフト」の発展を特徴としており、ロシア帝国内の「東エルベ地域」といわれた西部諸県では、私有地の比重がさらに高まったのである。

表2 穀物総収量 私有地

(単位：千ブード)

地 域	1861-70年	1871-80年	1881-90年	1891-1900年
北部	8,390	8,154	17,340	16,938
北東部	1,593	2,752	12,151	8,891
東部	9,026	9,482	36,134	50,781
南東部	14,882	11,438	28,069	36,833
中流 地域	27,599	20,205	41,536	39,119
中央農業地域 (南東部)	72,413	109,395	128,882	136,723
中央農業地域 (北西部)	75,201	93,942	103,841	99,005
中央工業地域	26,059	21,434	29,934	33,297
沿バルト地域	15,383	21,721	26,050	28,862
北西部	37,680	50,380	49,764	68,370
南西部	60,819	76,513	80,034	104,437
小ロシア	34,975	44,818	40,383	61,752
新ロシア	19,598	38,875	89,234	170,117
中央部諸県	235,163	276,802	397,887	421,587
西部諸県	168,455	232,307	285,465	433,538
合 計	403,618	509,109	683,352	855,125

史料) Труды высочайше учрежденной 16 Ноября 1901 г. Комиссии, с.155-177.

ところで、16-19世紀の西欧における経験の示すところでは、工業化（開発）にとっては、とりわけその初期には、2つの条件がきわめて重要であったと考えられる。第一の条件は農村の過剰人口が農業から残余の諸産業に移ってゆくことであり、もう一つの条件は、農村過剰人口の放出後に農業における労働生産性の長期間にわたる持続的な上昇が生じることである。このうち前者は、たとえばドイツ人の経済学者、フリードリッヒ・リストがすでに『農地制度論』（1842年）で論じている点であり、それは農工分離における「一子相続制」の作用という家族・相続に関する論点⁽⁴⁾にかかわるものであった。またマックス・ヴェーバーも、近代資本主義の成立期に人口爆発が生じたときに特徴的に見られた経済史的事実が農村の農業人口の巨大な増加ではなく、諸産業部門への人口移動にあったことを認めている⁽⁵⁾。一方、イギリスをはじめ

とする西欧諸地域の経験は農業革命が土地の生産性だけでなく、労働の生産性（農業人口一人あたりの収穫）の持続的上昇をもたらし、商業的農業の発展を準備したことを示している。かくして開発経済学的に言うと、農業部門は労働力の形成と資本蓄積という2つの基軸的な点において、工業化と経済成長に対して本質的な貢献をなしたといえる。だが、これらの条件ははたしてロシアではみられたらうか。このことを検討するためには、「村落人口」（農民人口）がどのように変化したかを検討しなければならない。

中央部委員会の報告書には、「村落人口」に関する統計が載せられているが、それはロシア帝国内の各県の統計委員会が県内の各郷から集められた数字にもとづいて集計し、県知事が毎年内務省に報告することを義務づけていた数字にもとづいている。表3は、これらの数字から計算された10年間の平均値を示しているが、ここからみられるように、1860年代から1890年代にかけての村落人口の増加率は、帝国内のほとんどすべての地域でかなり高く、ただロシア諸県では相対的に低く（30年間で1.485倍）、西部諸県の方がもっと高い（1.704倍）という相違があるだけであった。このことは西部諸県における穀物生産の成長率がより高く、それゆえまた村落人口を扶養する力も大きかったことに対応するものと考えられよう。ただし、西部諸県の中でも沿バルト3県やリトアニアのゴヴノ県（とりわけサモギティア）は例外的であり、そこでは人口増加率がロシア帝国内で最も低い水準（1.338倍）にとどまっていた。したがってロシア帝国内では、1）村落人口の増加率が最も低い水準におさえられていた沿バルトおよびサモギティアと、2）増加率の著しく高い地域（西部諸県およびロシア諸県）とが区別されることになる。

表3 村落人口の増加

(単位：千人)

地 域	1861-70年	1871-80年	1881-90年	1891-1900年
北部	3,335	3,673	4,110	4,702
北東部	4,394	4,969	5,654	6,337
東部	3,738	4,391	5,260	6,129
南東部	1,385	1,763	2,209	2,670
中流ヴォルガ地域	3,783	4,234	4,867	5,453
中央農業地域（南東部）	7,939	9,258	10,703	12,143
中央農業地域（北西部）	5,615	6,500	7,438	8,379
中央工業地域	7,262	7,892	8,745	9,812
沿バルト地域	1,613	1,806	1,994	2,159
北西部	4,428	5,365	6,486	7,889
南西部	4,534	5,278	6,364	7,706
小ロシア	3,197	3,577	4,157	4,940
新ロシア	2,927	3,606	4,776	5,768
中央部諸県	37,451	42,680	48,986	55,625
西部諸県	16,699	19,632	23,777	28,462
合 計	54,150	62,312	72,763	84,087

史料) Труды высочайше учрежденной 16 Ноября 1901
г. Комиссии, с.1-16.

表4 村落人口一人あたりの穀物収量 分与地と私有地

(単位:千ブード)

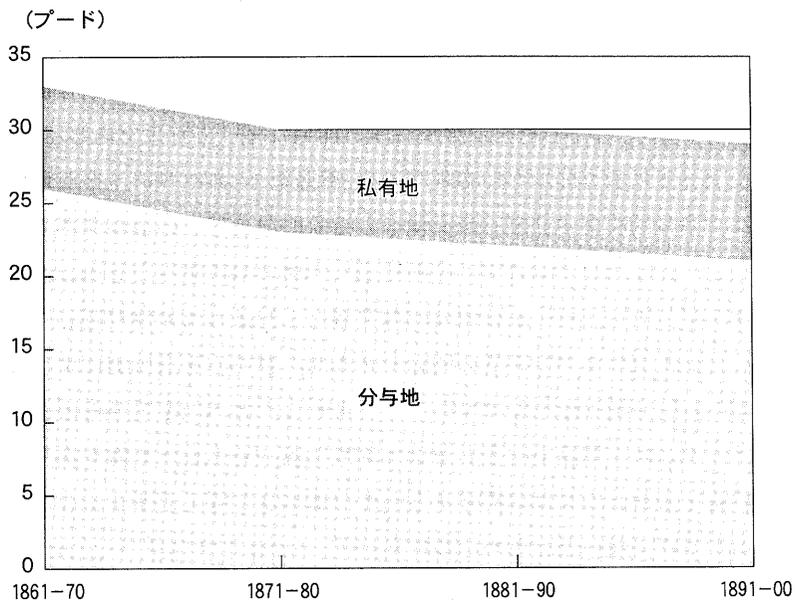
地 域	1861-70年	187-80年	1881-90年	1891-1900年
北部	20.2	18.4	21.3	20.0
北東部	26.6	27.6	28.7	33.8
東部	36.1	28.3	33.6	32.5
南東部	39.9	27.0	45.0	45.3
中流ヴォルガ地域	35.1	31.3	31.7	28.7
中央農業地域 (南東部)	39.6	38.5	32.7	32.3
中央農業地域 (北西部)	40.2	39.4	33.6	28.5
中央工業地域	24.2	20.7	22.3	20.6
沿バルト地域	25.8	25.2	27.2	30.4
北西部	24.3	26.4	22.2	24.0
南西部	30.2	33.8	29.2	31.2
小ロシア	27.5	31.6	25.0	27.5
新ロシア	30.2	34.6	44.3	61.7
中央部諸県	32.7	30.1	30.1	29.1
西部諸県	27.7	30.8	29.4	34.7
合 計	31.1	30.3	29.9	31.0

史料) 表1-3より作成。

ちなみに内務省中央統計委員会の人口統計の示すところでは、こうした相違は特に人口統計学的な数字の相違に関係しており、出生率について見ると、沿バルトとコヴノ県ではかなり低かったのに対して、ウクライナをはじめとするその他の西部諸県やロシア諸県ではかなり高かったことがわかる。また婚姻率（男性千人あたりの婚姻数/年）は、ヨーロッパ・ロシア50県平均で20・9パーミルであったのに対して、沿バルトでは13パーミルであった⁽⁶⁾。

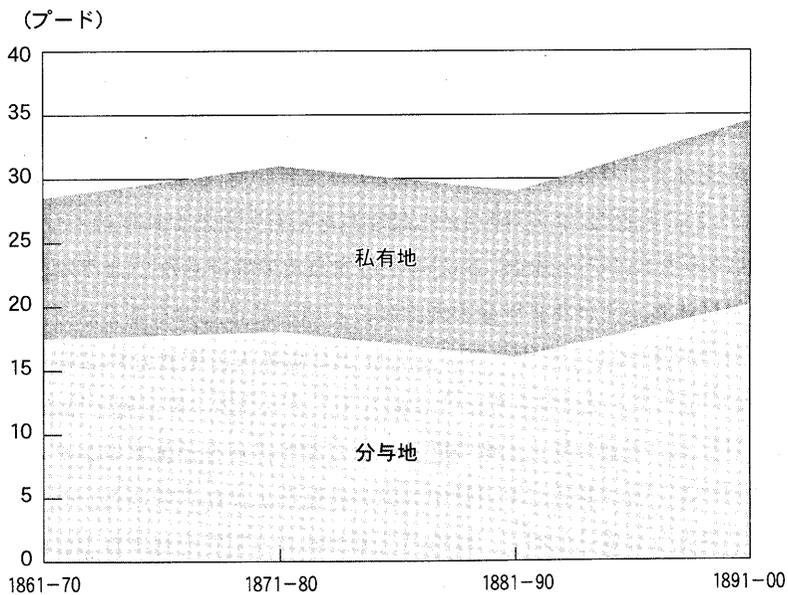
こうした長期的趨勢の中で、「村落人口」一人あたりの穀物収量はどのように変化していたであろうか（図1、図2）。まず西部諸県では、考察期間中に、一人あたりの穀物収量はしだいに増加しつつあった。ただし、ここでは、分与地における収量がほんのわずかしかなら増加しなかったのに対して、私有地における収量はかなり増加していた。このような農民の土地と私有地における穀物収量の増加は、特に沿バルトやコヴノ県で著しい。ところが、これに対して、ロシア諸県では、一人あたりの収量はかなり減少しているという注目すべき変化が見られる。しかも、その際、私有地における収量がわずかながら増加しているのに対して、分与地における収量は著しく減少していた。すなわち、「世帯別所有」の支配的な西部ではともかく一人あたり穀物収量が増加していたのに対して、「オプシチーナ的所有」の支配的なロシア諸県では危機的な状況が確認されたのである。農業問題特別協議会や中央部委員会にとって憂慮すべきと考えられたのはまさしくこのような事態であった。

図1 中央部諸県の村落人口一人あたりの穀物収量



史料) 表1-3より作成。

図2 西部諸県における村落人口一人あたりの穀物収量



史料) 表1-3より作成。

いま増加する人口圧力の下での限られた資源による人口扶養、土地の零細化、「貧困の共有」などに示されるような農業の量的拡大を特徴とする発展を「農業インヴォリューション」(C・ギアツ)⁽⁷⁾と呼ぶならば、帝政ロシア末期のロシアに生じていたことはまさしく「農業インヴォリューション」に他ならなかったといえることができるだろう。帝政ロシアの官僚たちはまさしくこのことを意識しており、しかもそれが経済成長と開発にとって有害であるとも考えていた。もし人口が土地によって扶養されながら際限なく増加し、一人あたりの土地収量がしだいに減少してゆくならば、商業的農業の発展(商品化率の持続的な上昇)の道が閉ざされ、国内市場の拡大と資本蓄積とが遅々として進まず、その結果、労働力の産業中心地への移動が進まないという悪循環が生じてしまい、ロシアの内発的な発展と工業化の可能性が著しく制約されてしまうだろう。このことに気づくのは時間の問題であった。もちろん、現実には生起している「インヴォリューション」的發展の道を転換することによって、近代化と工業化にとって好ましい条件をつくりあげることが、理論上はともかく、実際には、そうした発展を支えている制度的与件、とりわけ農業・土地制度をはじめとする制度全体を総体的に変革することを意味しており、決して容易な事業ではないことも明らかであった。

しかしながら、帝政ロシア政府の内部には、こうした経路から転換し、新しい発展をなしとげるために制度を整えようとする勢力が現れつつあった。この動きは20世紀初頭にははっきりと姿を現すが、しかし、それは決して突然というわけではなかった。そこで次に農奴解放後に徐々に明らかとなってきた発展傾向に対してどのような政策が実施されてきたかを見ることとしよう。

II 家族分割に関する立法の歴史的概要

われわれが本稿で考察しようとしている問題の検討は、1861年の農奴解放立法(農民に関する一般規程、地方規程)の制定のための準備作業の時にまで遡る。この立法を準備した「編纂委員会」では、農民世帯について、2つの相対立する見解を持つ人々がいた。第1は、農民の「人格」(личность)の自立性という観点からなされたものである。例えばベゾブラーゾフは、「ミール[村落共同体またはその集会]が人格に対する重圧にならないように」しなければならぬと表明し、村落共同体が農民世帯の内部のことがらに介入することに否定的な見解を示した。またウンコフスキーは、「家族分割」に関して、「自由人の家族分割は完全に自由でなければならない」と主張していた。

一方、これに対して、家族分割が土地や財産を含む農民経営を分割するがゆえに著しく有害であるとして批判する、経済的観点に立脚する第2の見解が存在していた。そして編纂委員会も全体としてはそのような意見に傾き、村落共同体が家族分割を規制することに期待をかけることとなった。その意見は次のようにまとめられる。

「家族分割は、きわめて有害で破滅的な影響を農民経営に及ぼす。それはしばしば偶然的な家族の不和の結果生まれる。共同体自体による統制が不可避である。とりわけ、農奴制的従属

から抜け出た農民がまず最初に自分で物質的な福祉を確立しなければならない最初の時期には、である。」⁽⁸⁾

こうして1861年2月19日の立法は、次のような規定を農村社会に対して強要することとなった。まず世帯別所有の支配的な西部地域においては、一定の基準面積以下への「分与地」の分割を明示的に禁止した（分割の最低基準面積の原則）。このことは、土地を相続できない人々（弟たち）が土地なし（奉公人、小屋住み）になることを前提としていた。一方、オブシチーナ的所有（屋敷地や耕地が共有となり、その均等な割替が認められていた土地所有形態）の支配的なロシア諸県に対しては、村落共同体による均等な土地配分を認めていたため、家族財産の均分を制限する立法を制定することはできず、家族分割は村落共同体の集会で戸主の過半数による取り決めによって許可されたときのみ行われうることを規定した。

しかし、その後の経過が示すように、オブシチーナ的所有の支配的なロシア諸県だけでなく、西部諸県でも家族分割にともなう財産の分割は頻繁に生じた。そして、早くも1860年代には県知事が毎年中央政府に提出する『報告書』で、家族分割の経済的な有害性が指摘されるようになった。そのために「（農奴解放の際に）期待されていた農民の福祉の繁栄はなく、農村の経済状態は低下している」というわけである。

しかも、こうして現れた分割の有害性に対する指摘は、その後も繰り返し登場することとなった。1872年に設置されたヴァルーエフの委員会（「農業と農村諸産業の調査のための委員会」）では、調査官が各地域で家族分割に関する調査を実施し、報告書でその有害な結果についての警告を発した⁽⁹⁾。またロシア諸県に設置されたゼムストヴォがこの問題に注意を向けはじめていた。例えばスモレンスク県のゼムストヴォ会議は、1876年、家族分割を規制するために5条からなる規則案を提案し、法令の制定を上申した。この規則案は相続制度を規制しようするものであり、第3条は、西部諸地域に関する農奴解放立法が定めていたように、一定の最低基準面積以下への土地の分割を禁止することを求めていた⁽¹⁰⁾。

「3 分割した家族の各部分は、財産関係において、自立的な単位をなす。ただし、この自立性の基準は、かつて国有地農民のために存在していた特別な法規程によって決定する。」⁽¹¹⁾

しかし、まだ1870年代には、家族分割を規制したり、相続システムを変更しようとする動きは立法化をもたらさなかった。ところが、ソ連の歴史研究者が「第一次革命状況」と呼ぶ状況が1879-81年に現れ、「土地不足」がはじめて社会問題として提起されるや、事態は急変した。すなわち、内務省が家族分割を規制するための新しい法案を作成することを決定したのである。

この立法化のための基礎となったのはスモレンスク県ゼムストヴォによって作成された上記の規則案であり、それは地方における審議のため1882年8月28日に内務省から各県（県知事と県農民問題評議会）に通達の形で送られた⁽¹²⁾。しかし、その後、地方の審議をうけて作成された内務省の法案に対しては、例えば枢密参事官T.C.ガラガンをはじめとする強固な反対意見を表明する人々が現れ、国家評議会（立法諮問機関）の承認を得るに至らなかった。

そこで内務省は、沿バルト地域などを除くロシア帝国内のヨーロッパ・ロシア諸県における

家族分割の実態とその有害な影響を調査することを決定し、1884年までの詳細なデータ(表5、表6)を集めるとともに、新しい法案を準備して国会評議会に提案する方向に方針を修正する。実際、内務省は、家族分割に関する調査委員会が集めた資料にもとづいて、1885年10月23日に国家評議会に対して農民分割の制限のための方策についての提案をふたたび行なった。それは基本的に農民の家族分割の許可に2つの条件を付すものであった。すなわち、家族分割は、1. 「戸主(父親または最年長者)の同意なしには許可されない」という条件および、2. 村落集会所が定められた手続きに従って3分の2以上の賛成で許可したときに許されるという条件がそれである。また村落集会所は、分割の許可を求める申請があったとき、a) 家族分割に根拠ある理由が認められるか、b) 分割によって生まれた世帯が「自立的な経営」を営むことが出来るか、c) 租税や滞納した租税を正常に納めることが出来るか、を審議しなければならないと規定されていた。これは、本質的には、一方では、事実上、「家族的所有」に代えて戸主の「個人的所有」を制定しようとするものであり、他方では、村落共同体の連帯責任と行政的介入の強化によって家族分割を抑制しようとするものであった⁽¹³⁾。この新しい提案は承認され、1886年3月18日に家族分割に関する規程として制定された⁽¹⁴⁾。しかも村落共同体は、1889年6月12日の法令によって「ゼムストヴォ司政官」(行政裁判官)が設置されたのちは、いっそう強化された行政裁判所の統轄下に置かれることになった。

しかしながら、人口が急激に増加し、それゆえもし家族分割を制限すれば、家族規模が拡大してゆくことになることは疑いないという状況の中で、上に示した方法によって人為的に家族分割を抑制することが可能であったとは思われない。それに村落共同体は、どのような分割を許可し、どのような分割を許可してはならないのか明確ではない。結局、分割の承認と不承認は村長や村役人、村落共同体、あるいはそれらを監督する県の行政裁判官の恣意に任せられることにならざるを得ない。事実、その後、村人たちは村落集会所の取り決めによって承認されない場合には「自発的分割」(самовольные разделы)に訴え、そのような「自発的分割」は承認されるべきなのか否かという問題が村落の行政裁判官(地方司政官、郡会議、県農民問題評議会)をも困惑させることとなった。そして、結局、これらの行政裁判官の上に立つ元老院は、「自発的な分割」が事実上村落共同体によって承認されたものと認めざるを得なかった。すなわち、たとえ分割が村落集会所の特別な取り決めによって承認されていなくても、もし共同体が分割した家族に課税しているならば、共同体によって認められ、「最終的に成立したものと考えられなければならない」という決定がそれである(元老院、1896年2月20日の決定(No. 657)および1900年10月17日の決定(No. 3267))⁽¹⁵⁾。

こうして20世紀初頭まで、行政的方法による家族分割の抑制によって「有害な」財産分割を抑制しようとする内務省の目的は、事実上、効を奏すことはなかった。ところが、20世紀初頭にこの問題は新たな展開を示すことになった。

表5 内務省の調査による農奴解放後の家族分割

県	20年間の総分割数 (件数)	村落集会所が許可した数 (件数)	自発的分割の数 (件数)	1870年の農民両性人口(人)	分割の対農民人口比 (%)
アルハンゲリスク	9,860	1,167	8,693	221,996	44.4
アストラハン	16,401	3,800	12,601	508,869	32.2
ヴィリノ	27,438	1,122	26,316	731,578	37.5
ヴィテプスク	43,462	2,710	40,752	676,260	64.3
ウラジーミル	48,510	5,524	42,986	1,090,255	44.5
ヴォログダ	41,958	1,937	40,021	916,655	45.8
ヴォルィニ	52,244	2,231	50,013	1,266,838	41.2
ヴォロネジ	36,601	1,754	34,847	1,933,659	18.9
ヴァトカ	137,047	26,386	110,661	2,245,270	61.0
グロドノ	28,151	956	27,195	743,309	37.9
ドン	17,148	1,753	15,395	317,120	54.1
エカテリノスラフ	41,329	4,844	36,485	1,107,398	37.3
カザン	89,071	5,812	83,259	1,539,642	57.9
カルーガ	41,509	9,500	32,009	830,110	50.0
キエフ	84,490	5,204	79,286	1,600,450	52.8
コヴノ	11,740	417	11,323	785,560	14.9
コスロトマ	48,155	2,759	45,396	1,022,202	47.1
クルスク	69,773	5,283	64,490	1,726,956	40.4
ミンスク	38,572	1,077	37,495	849,407	45.4
モギリョフ	40,585	3,535	37,050	720,550	56.3
モスクワ	49,823	8,297	41,526	1,371,189	36.3
ニジェゴロド	50,121	3,784	46,337	1,132,278	44.3
ノヴゴロド	26,232	3,428	22,804	871,093	30.1
オロネツ	9,897	850	9,047	264,406	37.4
オレンブルク	27,395	1,392	26,003	569,604	48.1
オリョール	61,981	15,134	46,847	1,317,500	47.0
ベンザ	54,415	4,902	49,513	1,052,653	51.7
ベルミ	122,087	25,769	96,318	2,025,884	60.3
ポドリヤ	53,303	2,944	50,359	1,471,325	36.2
ポルタヴァ	67,004	12,059	54,945	1,833,602	36.5
プスコフ	44,993	8,483	36,510	684,778	65.7
リャザン	72,248	6,889	65,359	1,313,836	55.0
サマーラ	110,262	14,545	95,717	1,641,290	67.2
ペテルブルク	17,903	3,234	14,669	701,761	25.5
サラトフ	94,827	13,410	81,417	1,458,146	65.0
スモレンスク	50,596	9,462	41,134	983,554	51.4
シンビルスク	72,672	13,302	59,370	1,080,827	67.2
スタヴローポリ	19,810	0	19,810	392,314	50.5
タヴリーダ	35,476	3,133	32,343	546,345	64.9
タンボフ	103,317	17,809	85,508	1,898,563	54.4
トヴェーリ	64,569	12,048	52,521	1,323,361	48.8
トゥーラ	33,533	11,250	22,283	980,142	34.2
ハリコフ	49,498	5,036	44,462	1,483,934	33.4
ヘルソン	59,122	8,511	50,611	943,826	62.6
チェルニゴフ	52,710	3,845	48,865	1,337,138	39.4
ヤロスラヴリ	43,510	5,871	37,639	839,179	51.8
合計	2,371,348	303,158	2,068,190	50,352,612	47.1

史料) ф.1291, оп.38, д.20, л.1.

表6 内務省の調査による家族分割

県	家族分割 (件数)		家族数 (戸数)		家族数の増加率 (%)
	1874-84年	1861-82年	1874年	1884年	
アルハンゲリスク	5,584	9,860	37,033	42,325	14.3
アストラハン	8,050	16,401	38,247	47,826	25.0
ヴィリノ	19,132	27,438	54,510	71,590	31.3
ヴィテプスク	20,379	43,462	87,281	109,225	25.1
ウラジーミル	22,541	48,510	175,656	201,473	14.7
ヴォログダ	26,907	41,958	149,869	176,651	17.9
ヴォルィニ	41,435	52,244	172,888	214,323	24.0
ヴォロネジ	49,047	36,601	239,745	286,442	19.5
ヴァトカ	69,967	137,047	344,863	413,165	19.8
グロドノ	19,069	28,151	93,013	105,472	13.4
エカテリノスラフ	33,200	41,329	177,863	216,299	21.6
カザン	44,805	89,071	258,201	306,449	18.7
カルーガ	19,255	41,509	126,369	146,146	15.7
キエフ	74,277	84,490	280,321	354,598	26.5
コスロトマ	26,320	48,155	164,908	189,191	14.7
クルスク	45,065	69,773	228,242	256,376	12.3
ミンスク	28,360	38,572	115,941	145,667	25.6
モギリョフ	24,987	40,585	121,444	145,367	19.7
モスクワ	25,306	49,823	171,688	195,078	13.6
ニジェゴロド	28,603	50,121	162,606	188,299	15.8
ノヴゴロド	93,154	26,232	92,375	105,848	14.6
オロネツ	10,387	9,897	42,915	47,957	11.7
オリョール	39,785	61,981	186,737	226,523	21.3
ベンザ	31,667	54,415	167,339	202,560	21.0
ベルミ	65,238	122,087	323,338	383,914	18.7
ポドリヤ	47,903	53,303	235,905	281,485	19.3
ポルタヴァ	47,351	67,004	260,898	298,559	14.4
プスコフ	21,693	44,993	110,761	130,279	17.6
リャザン	38,652	72,248	193,065	231,219	19.8
サマーラ	56,928	110,262	237,901	295,229	24.1
ベテルブルク	5,910	17,903	60,262	84,955	41.0
サラトフ	51,743	94,827	228,815	277,161	21.1
シンビルスク	31,489	72,672	166,931	196,587	17.8
スモレンスク	27,792	50,596	130,094	157,896	21.4
スタヴローポリ	12,130	19,810	52,929	70,977	34.1
タヴリーダー	7,559	35,476	63,367	75,728	19.5
タンボフ	52,796	103,317	212,692	252,523	18.7
トヴェーリ	27,084	33,533	108,037	133,705	23.8
トゥーラ	47,646	81,873	188,857	230,116	21.8
ハリコフ	37,151	49,498	199,969	230,462	15.2
ヘルソン	39,387	59,122	165,850	204,553	23.3
チェルニゴフ	35,921	52,710	232,096	266,658	14.9
ヤロスラヴリ	18,897	43,510	136,976	152,808	11.6
合計	1,403,552	2,332,369	6,998,797	8,349,664	19.3

史料) ф.1291, оп.38, д.20, л.1.

まず1902年に蔵相ヴィッテによって設置された「農業問題特別協議会」が家族分割の問題に積極的にかかわることになる。この協議会は、ロシア諸県における農民の「オプシチーナ的所有」の経済的問題性を摘出し、それを「世帯別所有」（「区画地的所有」）に変えようとする意図の下に設置され、1906年に始まるストルイピン土地改革の基本的内容を事実上準備した委員会として知られているが、それにとどまらず、それは「家族的所有」を家長の「個人的所有」に変え、そのことによってロシア村落における家族分割が終止することを目論んでいた人々を含んでいたことに注意しなければならない。

農業問題特別協議会のイニシアティブの下に各県・各郡に設置された地方委員会でも、このことは強く意識されており、むしろオプシチーナ的土地所有の背後に潜んでいた本質的な問題を農民世帯の問題として把握していたとすることができる。内務省地方課が後に作成した文書では、地方委員会の注意が「土地フォンドの分割」にあったことが次のように述べられている⁽⁴⁶⁾。

「農業企業家的精神の出現をはばんでいるその他の条件のうち、委員会によって強調されたのは、人口増加とともに常に増加する土地フォンドの分割であった。委員会の意見によれば、そのような分割の有害な結果は、もし成長する家族が経営を自立的な部分に分けず、共同で営めば、若干和らぐかもしれないという。一方、農民の中では、親族集団の中にも、家族の中にもまったく逆の強固な結びつきの現象は見られない。オプシチーナ的所有にあっては、家族分割の数の増加に大きな影響を及ぼしたのは、割替である。割替と家族分割の間には直接的な相関関係さえ観察され、——前者が頻繁ならば、後者も頻繁に生じる。これは、割替に際して土地が家族の不特定の成員に配分されることによって説明される。この土地を父のものではなく、自分のものと考え、息子たちは最初の可能な時にそれを自分の経営（そこには十分な労働力も必要な農具もないため、最初は普通かなり脆弱であるが）分離しようとする。世帯別所有にあっては、家族分割は、通常、父親が自分の生前に好きな息子を分離してやり、彼にできるだけ多く配分しようとすることによってひきおこされる。そうではなく、戸主の死亡の場合には、〈世帯構成の中の労働団体全体〉が、とりわけ外部で生活する家族成員が死亡した戸主の財産に対する同様な権利を受け取る。もし後者が傍系親族ならば、すべての世帯成員が、彼らに共有財産のうち彼らに属する部分をそのような戸主の恣意から護ろうとして、分離しようとする。」⁽⁴⁷⁾

しかしながら、家族分割がいかに有害であろうとも、農民生活における制度的条件の不可避の結果であることは明らかであり、したがって1886年3月18日の法令の公布後の経過が示す通り、家族分割自体を阻止することはいかなる権力をもってしても不可能なことであったにちがいない⁽⁴⁸⁾。かくして問題の焦点はしだいに明瞭となりつつあった。すなわち、オプシチーナ的所有から世帯別所有への、また世帯別所有から個人的所有への、土地所有権の転換が自ずから経営や土地をはじめとする財産の分割を抑制することになるのか、さもなくば「一子相続制」（長子相続制または末子相続制）などの制度を上から強要しなければならないのか、これが問題であった。

他方、ほぼ同じ時期に内務省でも農民に関する法令全般の見直しを行なうために編纂委員会が設置され、この委員会でも家族分割の問題が検討されていた。それはまず家族分割の問題に関する従来の法令が無効であることを確認していた。すなわち、1886年3月18日の法令は、大家族から分離しようとする人々をその中に強制的に維持しようとするという不可能事をなそうとするものであり、ただ事態を複雑にし、「自発的な分割」の頻発をもたらしたに過ぎない、と。だが、家族分割の最も「有害な帰結」が耕地（区画地）の零細化であり、土地を価値のないものとし、その正常な耕作を不可能にすることにある以上、家族分割にともなう耕地の零細化自体を規制しないわけにはいかないとしたら、そのためには一体どのような方法がありうるのか？ 編纂委員会の一つの意見では、そのための唯一の方法は、もはや家族分割を規制することではありえず、相続の際に分割可能な土地の最低基準面積を確定することであった。こうした見解は多くの県協議会の擁護するところでもあった。ただし、そのような方策を採用するとしても、帝国内の地方の自然的・生態系的・経済的な多様性を考えると、ロシアの全地域に対して一つの共通した基準を確定することはもちろん不可能であり、各地域ごとに基準を確定しなければならないと考えられた⁽¹⁹⁾。

こうして新しい政策の焦点は、法令によって地域（県郡郷など）ごとの最低基準面積を確定することにおかれることとなった。そして編纂委員会の準備した「分与地に関する」法案の第97条では、まず各郡のゼムストヴォ会議が最低基準面積を設定したのち、県ゼムストヴォ会議がそれを審議・承認し、最後に大臣委員会が許可を与えることが予定されていた⁽²⁰⁾。この法案の第95条～第105条を次に掲げておこう。

第95条 農民世帯のいくつかの自立的な経営への分割、家族分割は、もし戸主が父親またはその他、直系の子孫の誰かからなるならば、ただ彼の合意によってのみ許される。

第96条 戸主が農民世帯のその他の成員に対する関係において親族でない人からなる場合には、後者の各人は、もし成人に達しているか、未成年であっても結婚しているならば、戸主に対して自分に家族財産の相応部分の分離を要求する権利を持つ。

第97条 県ゼムストヴォ会議は、郡ゼムストヴォ会議の提案に従って、各郡に対して、または必要な場合は、各郡の各地域に対して、家族分割に際しての分与地の分割の最低限を確定し、また農民経営の必要な付属物をなし、耕地とともに移転することになる農具、家畜などの動産を決定する。本件に関する県ゼムストヴォ会議の決定は、大臣委員会の審議に付すために、県知事を通じて内務大臣に上程される。

第99条 いくつかの自立的な経営に分割することを希望する農民世帯は、それを土地集會に明らかにし、新たに形成される予定の世帯間で屋敷地および耕地分与地を配分する意向の方法を指示する義務を負う。

第100条 土地集會は、分割のための根拠の有無の審議は行なわず、次のことを審議する。

1. 土地共同体の経営的利益が提案された分割方法によって侵害されないかどうか、
2. 分

割によって新たに形成される屋敷地区画が当該地域に対して確定された区画地の最小面積に達するかどうか、3. 必要な場合、ミールの屋敷地または耕地から屋敷地区画を配分することが可能と考えられるかどうか、4. 提案された耕地分与地の配分によって分与地の個々の区画地の分割最低面積が侵害されないかどうか。

第101条 提案された分割が前条（第100条）に示された条件に照応しない場合には、土地集會はその許可を拒絶するものとする。その他の理由による家族分割の許可の拒絶は、許されない。

第102条 家族分割に関する土地集會の取り決めには、屋敷地および耕地分与地のいかなる部分を新たに形成される世帯の各々が受け取るのかが正確に指示されなければならない。

第103条 集會は、分割を許可するとともに、1. 新たに形成される世帯間で、分割される世帯に課される租税、義務およびその他の国庫の徴収額ならびにそれらにかかる滞納の配分を行なう。2. 屋敷地区画を、当該地域に対して確定された最低面積、それらの区画地に対して確定された面積に達しない区画地に細分せずには分割できない場合には、可能と認められるならば、自由なミール地からそのような区画地を割り当てる。

第104条 分与地外の所有物として取得した建物、動産ならびに屋敷地、耕地、その他の土地の分割は、集會の参加なしに行なわれ、集會の取り決めには、これらの財産については何も記載されない。

第105条 集會が分割の許可を拒否したことに不満な世帯の成員は、取り決めの決定から14日以内に地方司政官に上申書を提出することができる⁽²¹⁾。

ところで、このように立法によって財産の分割を規制しようとする政策的志向は、村落社会（農民）の中から自然に生まれてきた要求に応えるものではなく、むしろ開発主義的な立場から現状を変えようとする官僚たちの思考の中から生まれてきたものであることに注意しなければならない。この時期にはもちろん「人民」（ナロード）によって選挙で選ばれるような議会もまだ存在しなかった。したがって新しい立法が人民に強要されたものとして世論の批判を浴びることになるであろうことが予測され、また「人民の父」（皇帝）が法案を裁可するかどうか不明であった。さらにそうした立法が制定されても、はたして社会に受容されるかどうか立案者自身によって危ぶまれていた。

実際には、1904年末にヴィッテの農業問題特別協議会が3年間の活動ののち、いよいよ地方委員会の報告書の審議に移り⁽²²⁾、「オプシチーナ的の所有」と「家族的の所有」の問題に着手しようとした瞬間、1905年3月30日に、皇帝はこの協議会の解散を命じる勅令を公布し、4月6日にはゴレムィキンを議長とする「農民的土地所有の強化のための方策に関する特別協議会」⁽²³⁾を設置した。一方、上記の内務省の準備した法案（上段参照）も1904年に各県の協議会における審議に移され、翌年まで審議されたが、1905年に始まる第一次ロシア革命の中で農民同盟が私有地（大土地所有）の無償収用と土地不足農民への均等配分という急進的な要求を提示するに至

り、その審議は中断された。

ここでは1905-07年における出来事の詳しい経過について述べることはできないが、次の点を指摘しておこう。1906年3月にロシアで最初の議会（国会と国家評議会）が招集され、春の国会選挙で第一党となっていたカデット党（立憲民主党）の作成した農業法案（私有地の強制的収用法案）が国会に提出されると、これに対抗して政府も5月に土地収用を拒否し、農民分与地の私有化を基本線とする法案を提出した。この法案の本文には家族分割についての条文はなかったが、説明書では、特定の最低基準面積以下への土地分割を制限すべきことが述べられていた。その後、政府は、国会の解散後、1906年10月5日の勅令によって、家族分割の実施には共同体の許可が必要とされないことを宣言した。ところが、この規定はその解釈をめぐって対立する見解をもたらすことになる。すなわち、一方では、勅令の公布後、家族分割の実施には村落集会の事前の許可を求めることはもはや必要ではなくなり、「共同体の恣意」に従属することが最終的になくなったという解釈が現れるが、他方では、勅令によって廃止されたのは一般規程の第38-46条および62条、第7項（家族分割の許可を村落集会の権限の対象とする条文）で定められていた分割の「実施方法」であり、「共同体の許可」という規定は効力を失っていないとする解釈が現れたのである。そのような相対立する解釈は地方に混乱をひきおこした。そのため政府は同年11月9日の勅令（第3部、第1項と第2項）においてこの点を明示しなければならなかった。すなわち、内務省は、上記の法令の諸規定から出発して、世帯別所有の場合だけでなく、オプシチーナ的所有の場合にも、家族分割の実施は自由な協定にもとづくか、裁判所によって行なわれなければならないという結論に達したのである。その際、世帯の戸主が直系の親族の場合と傍系親族の場合との2つの場合を区別する必要があるが、前者の場合には、家族分割は財産の個人所有者としての戸主の同意によってのみ可能であり、後者の場合には、分割する者の間に分割に関する自由意思による同意が成立しないならば、分割は裁判所によって民法で定められた手続きにもとづいて行なうことができるとされた⁽²⁴⁾。

この法令の公布後、政府は、区画地の分割の最低基準面積を定めようとする試みからしばらく手を引き、主に土地整理や農学的援助、小規模信用の組織化などに注意を向けるにとどめた。これらの問題を正しく処理すれば、家族分割の問題は「脅威」ではないと考えたのである⁽²⁵⁾。

しかし、このような政府の態度も長くは続かなかった。というのは、土地の私有化や土地整理事業などの方策によって得られた農業改善の「成果」が家族分割によって台無しになるという恐れに襲われ、立法化によって土地の分割を制止しようとする試みが再開されたからである。

III 内務省地方課における「小所有地における相続に関する」法案の審議

立法化によって農民の土地の細分化を防ごうとする試みは、内務省と土地整理農業庁ではほぼ同時にはじまっていたが、ここではまず内務省の活動の検討からはじめることとしよう。

内務省において農民による土地の「相続的分割」を抑制しようとする試みがふたたび本格的に始まったのは1909年の頃である。この年の2月4日にリトアニア総督府（ヴィリノ市）から

内務省地方課に宛てられた書簡からは、当時地方においてふたたび分割の最低基準面積を制定法によって定めようとする方策を求める動きが再開されたことがうかがわれる。

「ペテルブルクの常任委員に任命された総督官房上級文書作成官、カゼム＝ベックは、(1907年)11月9日の法律を発展させるために世帯別小委員会によって作成され、会議によって採択された規程を、とりわけ小土地所有の特別な相続の基準の立法的秩序による制定の必要性に関する規程を、地方の長官に伝達した。これらの基準は、地域ごとの確立した慣習法基準にもとづいており、この地域ごとに1861年2月19日の法律にもとづいて地方規程によって定められたものである。

地方の長官は、この会議決定にきわめて本質的な意味を付与し、貴族団長、官房委員、若干の地方司政官らからなる協議会において、現在、当該相続制度の制定のための資料の蒐集と検討を必要と考え、またそのためには何にもまして11月9日の法律に照らして相続慣習法の編集と個人所有にもとづいてその法典化を行なうことが必要であると考えている。」⁽²⁶⁾

こうして1905年から中断されていた「小土地所有に関する」規程案の検討が内務省地方課内で一部の人々によって再開され、1910年には6章からなる草案が成立する。この草案の第3章(相続について)と第4章(分割と分離について)が相続に関する規定を含んでいた⁽²⁷⁾。

この規程案はその後も繰り返し改訂され、次のような形をとるにいたる。

第1章 総則	(1-4)
第2章 小土地所有の種類	(5-27)
第3章 個人の土地	(28-59)
第1節 個人の土地における所有権について	
第2節 世帯別区画地の最低および最高面積について	
第3節 個人の小所有地における徴収金の流通について	
第4節 (相続)	
第5節 (相続)	
第6節 分割と分離について	
第4章 持分所有地	(60-67)
第5章 オブシチーナ的所有の土地	(68-106)
第1節 総割替	
第2節 戸主について	
第3節 家族分割について	
第4節 個々の戸主による土地持分の配分について	
第6章 共同体の土地	(107-110)
第7章 共同体に属する土地の譲渡・抵当・借地について	(111-118)
第8章 混在から生じた小土地所有の制限について	(119-132)

第9章 土地所有慣行の変更について

(133-176)

第1節 各戸主と組合成員のオブシチーナ的所有から個人的所有への移行について

第2節 共同体と組合全体における土地所有慣行の変更について⁽²⁸⁾

この規程案では、小土地所有は、(a)土地共同体の構成に入る土地と、(b)個人的所有またはフートル的所有に二分され、さらに前者(a)は①「相続的所有」、②「持分所有」、③「オブシチーナ的所有」、④「混合的所有」の4つに分類される。そして、(a)の①②と(b)が「小所有地」の範疇に含められ、次のような相続に関する条文(第3章、第4、5、6節)の規定の下に置かれることとされていた。

- 46 小所有地における相続方法は、以下の条文に示す例外を除いて、一般民法によって定められる。
- 47 分離された被相続人の親族は、分割されなかった小所有地が存在しても、その相続に参加しない。「分離された者」と認められるのは、家族分割の方法で自立的な家族あるいは経営を形成した者である。ある分与地において分離された者は、分与地外の土地の相続からは排除されない。
- 48 指示された娘または寡婦の部分は(『法令全書』、第10巻、第1部、第1130条と第1148条)、男性の子孫が存在するならば、合意または評価に従って貨幣によって分離される。
- 49 被相続人の分離されなかった親族がいない場合には、小所有区画地は、その分割された親族のうちから相続秩序の最年長者に、全部が分散されないで、移転される。
- 50 分与の方法で受け取られた区画地、または持分所有およびオブシチーナ的所有から所有に移った区画地は親族の財産となる。
- 51 親族区画地の所有者は、遺言によって、それを自分の「分離しなかった」合法的な相続人の一人または数人に伝える権利を持つ。
- 52 分離しなかった合法的な相続人がいない場合には、親族区画地の遺言による管理に関して、『法令全書』、第10巻、第1部、第1068条と第1070条に示された規則が遵守される。
- 53 フートル区画地の所有者は、これに付された規則にもとづいて、その区画地のために年長または年少の息子の一子相続を設定する権利を持つ。
- 54 相続人たちの間で支払い額について合意(48)が成立しない場合には、支払われる持分の価値の決定のために、区画地が裁判所によって評価される。その際、裁判所によって確定された区画地全体の評価は、最近5年間の、平均的な純収入の20倍を超えることはできない。支払いの義務を負う相続人の請願の正当事由が認められる場合、裁判所は、残余の相続人に対する支払いを年利4%で、10年に延ばす権利を持つ。(区画地に対しては支払いの担保を禁止する。)
- 55 自分の死亡時に土地共同体の成員であった者に属する、相続人がいないと認められた分

与地の区画地は（第10巻，第1部，第1162条），当該土地共同体の財産となり，もし死亡者がいくつかの共同体の成員であったならば，所属に従ってそれらの区画地の存在する土地共同体の所有物となる。

56 55に示された相続人のいない区画地がそれに対する権利を広げた者の実際の所有にある場合，土地共同体は，これらの者から自分の権力をもって区画地を奪い取る権利を持たず，自分の相続人不在権を認めさせるためには裁判所に訴えなければならない。

57 もし相続によって幾人かの所有物となった世帯別区画地が現物で，全所有者の数の，31にあげた規則を満足する部分に分割されえないならば，分割に際して，相続秩序における最年長者の共同相続人には，31に従って区画地が残余の者の間で現物で分割するのに必要なだけの若い共同相続人に対しても貨幣で分離する権利がある。分離される額の必要な支払額およびその条件は，54に則り，決定される。もし年長の共有者の一人が上記にもとづいた分割を辞退するならば，分離の権利を持つ共有者のうちの一人が，年長順に，その代わりとなることができ，辞退した者は，上に示した方法で貨幣で分離される。

58 全共有者の間で現物で分割されえない区画地（31および57）の共同所有者の各人には，残余の者が57に定められた基礎にもとづいて区画地を分割することを望むならば，自分のために，57にもとづくならば，自分のものとなるであろう部分の現物での分離を要求する権利が属する。

分離する者は，残余の者に，自分の合法的な持分の価値と彼らに現物で分離される部分の価値との差額を，54に示された評価および条件に従って，支払わなければならない。

59 幾人かの所有として属する小所有地の分割と分離とは，善意の同意によって行なわれ，同意が成立しない場合には，裁判所が本規程の57と58，および民法，第10巻，第1部，第1322条，第1332条，第1336条にもとづいて，これを行なう。

相続にかかる条文は，小土地所有に関する規程案の中で最も重要な部分をなしていたが，1911年10月28日と11月2日には，この「小所有地における相続に関する」規程案についての協議会が地方課で開かれ，A.И.ルィコシン，Я.Я.リトヴィノフ，Д.И.ペストルジェツキー，И.Ф.ツィズレフ，М.Ю.モルドゥハイ・ポルトフスキー，А.Е.ヴォスクレセンスキー，С.И.スヴェルジュピンスキーがこれに参加した⁽²⁹⁾。

この協議会ののち，内務省地方課から内務大臣H.A.マクラコフに，「分与地およびその他のそれと同等な土地における相続に関する法案を作成中である」ことが伝えられ，小所有地の相続に関する問題が内務省全体の承認を得た⁽³⁰⁾。

この時の内務省地方課における審議の方向は，1912年2月の『内務省通報』第2号に発表されたA.ヴォスクレセンスキーの論文「農民的土地所有に関する立法の領域における当面の課題」からうかがうことができる。

「農民の土地における相続については，11月9日の勅令と11月14日の法律によって何百万人も

の個人土地所有者が現れた。(中略) そのうちの何万人もが毎年死後の相続によって自分の個人所有地を得ているが、それをどのように相続しているかは不明である。個人農耕地の相続についてはいかなる立法的な基準もない。(中略) 特に必要なのは、オートルプとフートル区画における相続慣行の確定である。」

とりわけヴォスクレセンスキーが強調したのは、小土地所有が大土地所有や中土地所有と本質的に異なり、分割によって有害な作用をこうむるという側面である。「もし10デシャチーナのフートルまたはオートルプ区画地が5デシャチーナづつの2区画に、あるいは2.5デシャチーナづつの4区画に分割されるならば、この現象は望ましくなく、有害でさえある。というのは、通常の農民経営の条件下では、5デシャチーナのフートルはもっともつつましい生存を保障することができるに過ぎず、2.5デシャチーナのフートルはまったく生存を保障しないからである。」ここから「相続的分割」による有害な影響から農民の土地所有を防ぐ必要があるという結論が引き出される。もちろん「この提案が多数の反論を引き起こすであろう」ことは十分危惧される点であった。というのも、農民分与地の分割は、小ロシア、西南部、北西部の諸県でも法律によって禁止されているにもかかわらず、実際にはまったくまもられていないからである。これらの法律は、一定面積以下の世帯別区画地の部分への分割を禁止するといった風に定められており、例えば必要な最低面積を5デシャチーナとすると、5デシャチーナの区画地を分割できないだけでなく、6、7デシャチーナの区画地も分割できず、10デシャチーナの区画地まで分割できない。しかし、たとえ困難であっても「農耕地の極端な細分」を防がなければならず、そのためには、相続人の範囲を確定し、制限するにとどまらず、相続持分を確定することが必要である。これがヴォスクレセンスキーの結論であった。ちなみに、これまで農民身分は「民法」(『法令全書』、第10巻)の適用から除外されてきたが、その規定では、息子が優先的相続人となり、娘たちは不動産に対して14分の1、配偶者(寡婦)は7分の1の持分しか与えられていなかった³¹⁾。したがって、内務省が計画していたように、相続法を制定するに際して農民身分をその他の身分(貴族、市民等)と同権化するならば、一般民法の規定を改訂することが必要になることも明らかであった。

ともあれ、こうして1912年には、「小土地所有における相続に関する」規程案の基本的な原則が地方課によって作成・検討されることになる。その際、遺産相続と分割とを農民慣習法にゆだねることをやめ、優先的相続制(後述)にもとづく法律によって規制するように変更するためには、遺言および法律の効力、相続者の範囲、持分(相続分)の確定、優先的相続人の決定、支払いの額や期間などについて詳細な規定をもちこむことが必要となったことは言うまでもない。そのため規程案は何度も改訂を繰り返すこととなった。

そうした規程案の一つ(全46条)は、優先的相続を次のように規定する。

31 もし区画地が適法な相続方法で幾人かの所有となったならば、それは、相続人の一人に委ねられることができ、残余の者にはこの区画地における持分を貨幣で支払うこととなる。

もし相続人の中で、彼らのうち誰に区画地が委ねられるべきか、協定が成立しないならば、区画地を保留する権利は、出生および代表権に従って、相続人のうち最年長者ないしは地方の慣習により優先的相続権を認められる相続人に属する。

32 もしすべての相続人が被相続人の下で生活たわけでないならば、一緒に生活した者が、最近2年間被相続人の下で生活せず、その経営を維持することに参加しなかった者に優先して、区画地を自分に留保する優先的相続権を持つ。

33 もし相続人の中で、31に示された支払い額の同意が成立しないならば、区画地は裁判所によって、過去5年間の平均的な純純収入の15倍によって、評価される⁽³²⁾。

一方、こうした作業と平行して、各県の「地方活動家の会議」による審議のための検討項目のリストも地方課によって作成されていた。1912年6月頃までに作成されたリストは26項目の質問からなり、一般的問題（1-2）、法律による相続（3-12）、遺言による相続（13-20）、相続（財産）の分割（21-26）の4つの部分からなっていた⁽³³⁾。この質問リストは、8月9日付の内務大臣通達の形で、地方に送付された。この通達に付された内務省地方課長マカロフの書簡は、相続の問題の重要性について次のように述べる。

「内務省は、この問題の検討にとりかかったとき、農民地の相続に関する諸問題に関する地方活動家や機関の考えを考慮することを必要と考えました。

その際、当該問題の一覧表を提示し、閣下がそれを県評議会の常任委員や県および郡の諸機関の官吏、貴族団長、地方司政官および、自分の知識や経験の上から本事業に詳しいその他の人々からなる地方活動家の審議にゆだねるように依頼します。これらの人々の選択ならびに問題の審議方法は閣下の配慮にゆだねます。

送付される問題についての結論は、1912年11月1日までに返送する必要があります。一覧表に含まれた問題以外についても、小所有地における相続の領域に関するその他の問題に対する結論や、閣下が解決することが必要と認める問題に対する結論を知らせることができます。」⁽³⁴⁾

こうして送られた質問リストの中で最も重要な部分は分割最低限面積の設定と優先的相続制の可否を問う第21項目の質問にあった。

「21 土地の有害な分割を防止するために、一定の面積に、例えば最高分与地または勅令分与地に達しない区画地の部分への分割を禁止し、土地が現物で与えられない残余の相続人には、土地の平均収入にもとづいた相続部分の特恵的な評価による貨幣支払を行なうことが望ましいか？」⁽³⁵⁾

この内務省の質問リストに対して年末までに返送されてきた「地方活動家の会議」の多数派（40県）の結論は、基本的に内務省の方針を支持するものであり、第21項目の質問に対しては、優先的相続制（すなわち最低基準面積の設定と優先的相続による土地（実物資産）の相続、その他の相続人への貨幣支払の原則）を支持するものであった。一方、内務省の方針に反対の立場を表明したのは4県であり、立場を留保したのは1県にすぎなかった。

こうして内務省の相続制度における活動は、1912年末から新しい段階を迎えることとなった。すなわち、立法機関（国会と国家評議会）に提出するための法案の作成（民法典に農民の土地の相続に関する条文を繰り込む改訂作業）が始められたのである。この作業は1913年の春には終了し、6月9日、12日、17日に内務省内に設置された「農民の市民的権利に関する特別協議会」が「小所有地における相続に関する」法案の審議を始めた。この審議の対象となったのは、民法典の第419条（小所有地について）、第1103条、第1項～第12項（小所有地における遺言について）、第1221条、第1項～第9項（小所有地における相続について）、第1345条、第1項～第22項（小所有地の相続的分割について）である。

この特別協議会に提出された内務省地方課の「小所有地における相続に関する」法案の説明書は、民法における相続法の改訂が必要となった次のように理由を述べる。

要するに、「1906年11月9日の勅令公布まで、このような規定はまだある程度まで寛容であった。というのも相続は農民にあっては比較的狭い領域に制限されていたからである。オブシチーナ的所有の場合には、個々の戸主に土地の所有権がなく、その一時的利用権しかなかったため、土地は相続の対象ではなかった。世帯別所有の場合には、土地所有権はあったが、個人に属したのではなく、世帯または家族全体に属しており（家族的所有）、その結果、相続は、個人の死亡ではなく、世帯全体の断絶をもってのみ始まり得たが、そのようなことは希にしか起きなかった。大部分の動産も相続の対象ではなかった。何故ならば、それは経営の付属物とみなされており、土地と一緒に移転したからである。かくして相続は動産のうち土地の付属物ではなかった部分についてのみ行なわれたのである。しかし、1906年11月9日の勅令の公布とともに、事態は急激に変わった。すべての世帯別区画地が、そしてオブシチーナ的所有の場合にも屋敷地区画は、個々の戸主の所有と認められた結果、何百万人も個人所有者が創出されたのであり、時が経過するとともに個人的所有の数は急速に増加した。」⁽³⁶⁾

要するに、1906年11月9日の勅令によって創出される農民の個人所有地（区画地）の分割・細分を放置してはならない——ここに法案の目的があったことは言うまでもない。それでは区画地の分割を防ぐためにどのような方策をとらなければならないのか。これに対して内務省の法案の説明書も、後に述べる農業省のそれと同様に、3つの方法があり、ロシアでは第3の方法を採用するべきと言う。

1. 世帯別所有地の完全な分割禁止（義務的な一子相続制）
2. これらの区画の特定の基準部分の分割禁止（基準を超える残余の土地を除く）およびこれらの残余部分の自由な分割
3. 世帯別区画地の分割可能性（ただし一定の面積（分割最低面積）より狭くない部分への分割のみ許され、それ以外は禁止される⁽³⁷⁾。

さて、この特別協議会に参加したのは、A.И.ルィコシン（議長、内務次官）、A.A.リッツフ（農業省次官）、A.Г.ガスマン（法務省、元老院議員）、C.B.ベゾブラゾフ（国家評議会官房長官）、Я.Я.リトヴィノフ（地方課長）、П.П.ズボフスキー（国家土地財産庁長官）、

C. П. サフォノフ（農民土地銀行総裁）、И. Д. モルドゥハイ・ポルトフスキー（大蔵省、法務省法律顧問）、K. K. ドィノフスキー（法務省法律顧問）、B. Г. クナツ（国家官房議長）、A. H. ヴェスニン（大蔵省、直税局長）、Д. И. ペストルジェツキー（地方課長補佐）、A. E. ヴォスクレセンスキー（内務省付置特別嘱託金庫吏）、Ч. И. スヴェルジュビンスキー（内務省付置6等官）、ズノスコ・ポロフスキー、И. Ф. ツィズイレフスであった⁽³⁸⁾。

協議会では、内務省が準備した相続法の改定について大方の委員の賛成をみたとはいえ、全委員の賛成をみたわけではなかった。とりわけ法案改訂に強い反対の意思を表明したのは、ガスマン（法務省）とヴェスニン（大蔵省）であり、彼らはまた内務省に特別意見書を提出したが、これについては後に検討しよう。この反対意見に対して会議ではリッチフ——農業問題専門家であり、1905-06年にはヴィッテの右腕といわれた人物——が反論を加えた⁽³⁹⁾。

ここでは協議会における審議の全体について詳しい紹介を行うことはできないが、法案の焦点をなした第2部、すなわち相続地の分割の制限に関する第1345条に関する議論を紹介しておこう。

この第1345条について、農業省の代表委員ズボフスキーは、第1に、法案のこの部分に含まれるほとんどすべての規定がフートルとオートルプ区画地の相続に関する農業省の法案（前述）に含まれており、第2に、まさしくこの部分だけが深刻な反対と反論とをひきおこしようという2つの理由から、この最後の部分がなければ法案は容易に立法府を通過するであろうとして、この部分を完全に省略するように主張した。

これに対してリュコシン（議長）は、この部分を省略するべきではなく、内務省案を農業省案と平行して審議するべきであると述べた。またグレフスも法案を擁護して次のように述べた。すなわち、総じて相続的区画地の分割に対するきちんとした方策を採用しなければならない。また確かに重要な点は土地整理された区画地の分割を禁止することにあるけれども、混在区画地をも過度な分割からまもることが必要である。その際、現在住民が土地分割に引き寄せられているという状況の中で、もし混在区画地に対する分割の禁止を厳しくする基準を設定するならば、そのような規程が住民の間での土地整理への志向を低下させてしまうかもしれないことを直視することが必要である。それゆえ、あらゆる相続区画地の分割を禁止するという規則を基礎に据えなければならない。また土地整理を受けていない区画地が土地整理を受けた区画地とそれほど異ならない多くの地域があることも強調しなければならない⁽⁴⁰⁾、と。リュコシンは、このグレフスの意見を支持し、法案の価値と意義とを著しくそこなうことがないように本質的な部分を削除せずに、法案を全て提出することを求めた。また類似の規程が農業省の法案に含まれているという事情にかかわりなく、協議会がこの部分の審議に取りかかるように求めた。

こうしたやりとりののち、協議会は第1345条の各項の審議に入った。地方課が準備した法案の条文は以下の通りである。

第1345条、第1項 以下の規則（第1345条、第2項～第1345条、第22項）は、小所有地のす

すべての区画に適用されるが、ただし、土地整理委員会の援助で形成されたか、あるいは農民銀行もしくは国庫から取得されたフートルおよびオートルブ所有地を除く。これらの所有地は、分割に関しては、特別規則の効力に従う。

第1345条、第2項 もし相続で幾人かに達した小所有の区画地が、各々の分割で受け取った部分が本条に付加された一覧表に示された面積以下とならないように、すべての相続人の中で現物で分割することができないならば、第1345条、第5項-第1345条、第7項にもとづいて優先的相続人と認められる相続者に区画地を維持する権利が与えられ、その他の相続人には、必要とされるだけを貨幣で分離する。(区画地が優先的相続人の中で、上に示した面積の部分に分割されるように)

第1345条、第3項 前条に記載された規則から、次の場合を除外することができる。1) もし死亡した被相続人が自分の相続人との共同所有者であり、その後に残された共有財産持分が分割される場合および、2) もし相続人の各人が自分の小所有区画地を持っている場合。これらの場合には、分割は、1345条、第9項に示された手続きで実施される。

第1345条、第4項 内務大臣は、法務大臣、大蔵大臣、農業大臣と合意して、次のことを行なう権限を持つ。1) 農業の条件または状態がより狭い面積での経営の導入を許容すれば、第1345条、第2項に示された個々の地域に対する区画地の最低面積を引き下げること、2) もしこれらの地域または所有地で農業が他の土地利用方法によって代わるならば、個々の地域または所有地を規則、第1345条、第2項の効力から除外すること。

第1345条、第5項 法律にもとづく相続手続きによる小所有区画地の幾人かの者への移転に際しては、優先的相続権(第1345条、第2項)は最年長者(一人)に付与されるが、該当する場合には、相続に入った男性の、しかし男性がいない時には、女性の、相続人のうち出生と提出権に従って年長者(複数)に付与される。

第1345条、第6項 もし区画地が遺言によって幾人かのものになっており、すべての相続人の中で第1345条、第2項に付された一覧表に示された面積を下回らない部分に分割されえないならば、優先的相続人と認められるのは、遺言人自身の指名した者である。しかし、もし遺言人が優先的相続人を指名しなかったならば、遺言人によって相続人中最も広い面積の区画地を指定された者であり、遺言によって等しい持分を受け取ったならば、親等上遺言人により近い者であり、同じ親等者の中では、出生および代表権において最年長者である。

第1345条、第7項 出生または代表権の上で年長の相続人(第1345条、第5項、第6項)は、もし過去2年間に被相続人とともに生活せず、その経営の維持に参加しなかったならば、優先的相続権を失なう。

第1345条、第8項 もし相続人のうち誰かが、優先的相続権を利用することを望まないならば、支払いを受け取る権利だけを持つ残余の相続人の一人がその代わりになることができる。(第9項~11項は略)

第1345条、第12項 貨幣による支払いは、裁判所の決定が効力を持ったのちすみやかに、優

先的相続人によって行なわれる。しかし、支払いの義務を負う者の請願によって、裁判所は、貨幣支払いの実施を、4%の年利で、3年以内の期限に延期することができる。(その区画地からの支払い保障を禁止することを義務づけるという条件で)

任意の手続きによる分割の実施に際して、支払いの期間およびその他の償還条件は、相続人の相互協定に従って定められる。支払いを受け取った相続人の請願によって、優先的相続人によって維持された区画地に対する禁止が負わせられる⁽⁴¹⁾。

これらの各項に対して提出された意見は次の通りである。

第1項：意見は出されなかった。

第2項：協議会は、その文言を改善することを必要と認めた。

第3項：意見は出されなかった。

第4項：協議会は、議長およびA.И.ルィコシン、П.П.スポフスキーの提案で、この部分の最初の文言「内務大臣は、……権限を持つ」を、「土地整理事業委員会は、……権限を持つ」に修正した。

第5項：議長とズボフスキーは、農業省の法案の対応する条文に従って、この条文に第7項を付け加え、編纂することに同意した。これに応じて第7項は削除された。

第6項：スポフスキーが、遺言が存在するのに優先的相続権を認めることは遺言人の意思の侵害となると発言した。というのは、もし遺言人が相続された土地の区画地を現物で配分するならば、優先的相続権はその意思の侵害となるという理由による。これに対してヴォスクレセンスキーが、「被相続人が現物で区画地を配分せず、持分だけを指定した場合には、相続人の幾人かを貨幣で分離することは遺言人の意思の侵害にはあたらない」と反論した。また議長は、この条文を農業省の法案の対応する条文と合わせることが必要とした。

第7項：削除される。

第8項：ズボフスキーが次のように修正することを提案した。「もし誰かが優先的相続権を行使することを望まないならば、次の優先権を持つ者がその代わりとなる。」この提案に対して、ヴォスクレセンスキーは、「法案では優先的相続人の持分は等しい」と述べ、反論した。結局、協議会は、この項を「……優先的相続人の持分は、支払いを受けた若者のうち最初の者に移行する」という条文に修正した⁽⁴²⁾。

以上ののち協議会はふたたび法案全体について意見を交換し、「分割」に関する条文(第1345条)を除いた法案の半分を出来るだけ早急に立法機関に提出することとし、分割の規則は農業省の法案と一体化するという結論に達した。その理由は、分割に関する規定は農業省・内務省の法案ともにきわめて類似しており、法典化の際には結果的に統合されなければならないことは明らかであり、また2つのきわめて類似した法案を異なった時期に審議することは、立法府に疑惑と障碍とをひきおこすであろうという点にあった。こうして6月の審議の時点で、農政上最も重要と考えられる部分を農業省の案に一本化するために削除したまま法案を

立法府に提出するという方針が決定されたのである。

ところで、協議会の終了後の7月5日、ヴェスニン（大蔵省直税局）が内務省地方課長（イヴァン・フォードロヴィチ）へドイノフスキーとヴェスニンの特別意見書を提出した。この意見書は重要な点を含んでいるので、若干長いが引用しておこう。

「優先的相続権については、この権利が、かりに残余の相続人の相続財産への参加という若干の規則を導入することによって幾分和らげられようとも、あたかも一子相続権を定めるようになることを、強調しなければならない。ロシア史においては、ピョートル大帝の治世にこの相続形態を住民に植え付けようとする試み（それは失敗に終わったが）だけが知られており、現在でもこの相続形態が住民のモラルに照応することを期待させるようないかなるデータも存在しない。西欧では、優先的相続権（Annerbenrecht）は、主にプロイセンおよびその他若干のドイツ国家で存在するが、そこでもいたるところで、義務的基準のかたちでというわけではなく、当該区画地がフーフエ簿および土地簿（HöferrolleとLandesrolle）といった特別な台帳に載せられた場合に限定されている。ドイツ民法典の公布に際には、その作成者たちも同様にこの権利（法）を社会的な形で法典の本文に入れることに困難を感じ、部分的にはこの権利を地方立法（Landgesetz）の第62節と第64節（現行法）の領域に含めたのである。それ以上に大きい疑念が、血縁親族だけでなく、いわゆる勤労原理にもとづいている農民の慣習的相続権を廃止して、ロシアに優先的相続法に関する法律を導入することの可能性について、生じる。

優先的相続権のシステムは、区画地への負債の重圧と結びついている。ロシア農民より豊かな住民を持つ国でも、この制度の結果として、負債の蓄積から逃れ得ない。まして予想されるのは、新しい相続制度はロシア農村の土地の負債の巨大な増加に行き着くことである。農民は、買戻操作の仲介に際してきわめて大きな困難を持つ土地関係に置かれ、1905年11月3日の詔書によって国庫の側からの大きな犠牲を支払って買戻負債からたった今逃れたばかりなのに、新しい負債に落ち込むが、それも生産的な目的のためではないのである。そのような負債は、個人負債（農村の小区画地、特に混在所有にある小区画地にとっては、財政的観点からみて、高価な信用とならざるを得ない個人負債）が基礎になることによって、おそらく買戻負債よりもっと重荷になるだろう。

現在のような農民経営の条件の下では、まさに住民の圧倒的な貧困の下では、著しく自然的な経済システムの下では、十分に発展していない社会的信用および農作物の販売の無制約性の下では、優先的相続人の状態は経済的に弱く、彼は持分の不払いのためにしばしば自分の区画地を次の年齢の人に譲らなければならないと考えなければならないが、これは法案が可能な徴収の恒常的な困難さについて語らないとはいえ、予測していることである。（中略）

法案では、支払い額が資本化された純収入にもとづいて計算されることが示されていないが、それはプロイセンの一連の県で採用されており、また支払われる総額を減らすことことを可能とするものである。現在の農民経営の条件下では、確かに、そのような純収入からの計算方法は、おそらく純収入の不十分性のために不可能かもしれない。一方、区画地の市場価値にもと

づく支払いは——もちろん、残余の相続人に対しては、最も公正なものであるが——すでに優先的相続人に著しい負担をかけ得るものである。しかも、法案では、主要な相続人に特別な優先的持分を付与するという、別の、ドイツ的制度の特質も採用されているが、それはこの相続人をその他の相続人より有利な状態にし、そのことによってこの制度を一子相続制に近づけるだろう。法案では、優先的持分は、主要な相続人の屋敷地に対する権利に求められており、その他の家族成員は、屋敷地においては支払いの実施まで居住する権利を受け取るだけである。多数の建物があったり、屋敷地の価値が著しい場合には、その他の相続人の損失は著しく大きくなる。新制度の指摘された不利な側面を和らげるために、結局、国庫に対して、区画地の支払いを容易にするための特別な特恵的信用の設置に関する要望が提案されうるかもしれない。換言すれば、この制度は、住民の土地整理のために新しい国庫の犠牲を求めるかもしれないのであり、その際、これらのおよその支出額さえ計算されえない。もちろん、この結果を好まないと認めることはおそらくできないだろう。

もちろん、その他の相続人の利益は優先的相続人の管理下にある区画地の保護のために犠牲となり、彼らの状態も有利とはいえないだろう。……巨大な量が急速かつ不生産的に浪費され、農民大衆の著しい大衆がプロレタリアに転化すると考えなければならない。農民経営においては、これらの相続人の状態はますます雇農の状態に近づくが、そうした雇農は現在の農民家族成員のように決して経営の成功に利益を感じないであろうし、その利益は優先的相続人の利益にしばしば直接ば反するようになるであろう。特に困難なのは、外部での賃仕事が見つからない地域におけるこれらの人々の状態であろう。(中略)

他面では、優先的相続人を除き、相続人が不動産への参加を失うことは、農民人口の多くに、被相続人の死後でも生前でも区画地への支出を思いとどまらせることを余儀なくする。この事情はまた——以下に詳しく述べるように——農民経営に否定的な影響を与えないわけにはいかない。かくして一般民法の手続きにもとづき共有財産の分割に関する規則に従ってではなく、相続部分のバランスを規定する特別な規則（これを相続的分割の基礎に置かなければならない）に従って分割されるべき財産の共同相続人の総体的な所有の形による小区画地の相続による移転を選好しなければならないのである。ここで語られる方法は、決して1910年6月14日の法律と矛盾するものではないだろう。この法律によれば、区画地はその所有者の個人的所有または共同所有と考えられるが、分割のための基礎として、この所有地の持分が指示されることはない。

法令全書、第10巻、第1部の意味における部分への分割はまた次のような不都合を生み出さざるをえない。すなわち、法案は一般的な法律で相続において認められた複数の相続人を拒否しているとはいえ、相続的分割が可能な場合には、この分割は数世代のうちにしばしば著しい規模に達するであろうということである。共同所有における様々な、しばしば小さな持分の共同所有者は、自分の参加権を部外者に売却しはじめるだろうと予見しないわけにはいかない。こうして分与地区画は互いに共通するものをわずかしか持たない様々な人々の個別的な持分別

の所有地になるであろう。これらの個々の相続持分の所有者は経営の遂行に直接関心を持たなくなり、彼らから多少とも高い価格で彼らに属する持分が購入されることを期待して、区画地における経営の遂行を煩わしく考える場合がしばしば現れうる、と考えることができる。

総じて現在まで農民経営は、一般的規則の形にすると、家族成員の結合した力によって遂行されてきた。そして外部で生活する家族成員でさえしばしば家族に自分の稼ぎを入れるか、または労働に参加するために定期的に家族内に現れてきた。上に示した2つの原則にもとづいた相続制度の確立によって、農民家族にはまったく逆のことが、いわば遠心的な原理が持ち込まれる。これは次に農村住民の租税制度と納税力に反映するにちがいない。農民経営が収益性が小さいので、租税は経営の収入だけからではなく、家族成員の出稼ぎやその他の稼ぎからも様々に支払われ、取り立てが家族の成員のうち誰に依存しているのかさえ問われない。つくられた制度は家族の人為的な解体にゆきつき、それとともに戸主・納税者の担税力の低下にゆきつく。

1906年11月9日の勅令は、またそれに続き1910年6月14日の法律は、農民の区画地が該当する者の個人所有または総体的所有の権利にもとづいて属することを認めたが（農民に関する一般規定、1910年の増補版、第37条を比較せよ。）、その際、指摘したように、この所有への持分的参加の規則をつくらなかった。これまで様々な種類の確定書と証書が上に示した立法にもとづいて区画地に対して発行されてきたが、通常は、共同所有における所有持分に対する指示を含んでいない。かくして、これらの文書を受け取った膨大な共有者の大衆が区画地を不分割のまままで所有している。第10巻、第1部の規則にもとづく新しい相続制度の制定は、土地を他の人々と共同で所有しながら、自分ではそこに特定の持分を持たない被相続人の死後に相続人の持分所有を定めるという簡単には解決できない課題を次にもたらすことになるであろう。もちろん、当該文書に幾人かが言及されていれば、所有の持分は平等だと推測されることを認めることはできる。しかし、そのような問題解決は、無条件に信頼でき、経済的に公正でさえあるということにはならないだろう。

区画地の全体性を維持するという利益のために、またそれらを過度な分割から守るために、分割は、まさに何らかの日常的または経営的な条件が分割を正当化する瞬間に合わせなければならぬだろう。その際、もし持分の確定の必要性を認めるとしても、しかるべき苦情が申し込まれたとき、区画地における経営に対する共同相続人の関係の如何に応じて、これらの持分を追加するように裁判所を拘束することはできないだろう。というのも、土地改良区画地の安定した改善のために行なわれた資本支出と労働の意義だけでなく、また部分的とはいえ経営の維持に向けられた通常の農業労働の意義をも否定することはほとんどできないからである。分割または分離に際して、区画地の利益のために、そのような種類の労働と貨幣納入金を算入することは、分割によって生じる過剰な言い争いから相続人を解放し、人民の法意識に照してそのような問題を解決する可能性を与えることによって、小所有については時宜にかなうものとなるだろう。相続を民法典の諸規則の一般的な基礎の上に定めることは、何かある所有持分が共同所有者によって外部に売却された場合には、特別な困難にゆきつくだろう。相続財産とし

て特定の持分を購入した部外者は、他の参加者によってそこに投下された経営的支出がどうであろうと、財産全体についての参加者として、ほとんど排除できないだろう。

ここにあげた事情は、上に示した原則にもとづいた小所有地における相続に関する法案の採用可能性について重大な疑念を提起するものである。⁽⁴³⁾

ここに示したように法案にはきわめて重要と考えられる様々な問題点が存在していたことは疑いない。とはいえ小所有地の相続的分割に関する法案の最も重要な部分は内務省の法案から削除され、農業省の法案に統合されることがすでに決まっていた。そこで内務省の法案はさらに修正され、諸省庁間（法務省、国家評議会、大蔵省など）の調整にもとづく修正を受けたのち、閣僚会議に提出された。そして12月12日、閣僚会議が法案の国会への提出を承認すると、翌1914年1月17日、その本文は国会議長M.Γ.アキーモフに提出され、1月25日に国会に、3月20日に国家評議会に上程された⁽⁴⁴⁾。この立法府に提出された法案で修正を予定されていた民法の条文のうち重要なものは、次の通りである。

まず第156条（「養子〔男〕の権利について」）の文言の追加を規定する部分であり、それは、相続に際しての養子と実子（息子）との同権を、また実子（息子）がいない場合の養子と未婚の娘との同権を規定するものであった。次いで、遺言を規定する第1103条では、小所有地の所有者が遺言できる対象として、①直系卑属の間における土地（全部または一部）の配分、②直系卑属がいない場合には、配偶者、尊属、傍系、部外者への土地の移転（所有地として）、③自分の配偶者または両親への土地の移転（終身所有として）、④卑属がいない場合には、その他の人々への移転（終身所有として）、があげられている。しかし、その際、遺言者は、①一般的に相続人には第三者への給付を行なう義務を課すことができること、また②卑属に属する相続人に配偶者、尊属、その他の卑属への給付をなすことを義務づけることができることを規定し、さらに相続人の義務として、①土地収入から遺言人の配偶者、尊属を扶養する義務、②相続人が卑属の場合には、相続に参加できなかった者を扶養する義務を課すことができると規定し、相続人の権利を著しく制限していた。

一方、小所有地の相続人の範囲と相続分（持分）を規定している第1121条では、小所有地の相続が「民法」にもとづいて行なわれると述べた上で、「直系卑属（子孫）」、「娘たち」、「傍系親族」、「配偶者（寡夫・寡婦）」による相続分に関する規定の「補足と修正」がなされている。

まず、「直系卑属（子孫）」の相続では、息子たち（全体）の相続分が13/14であるのに対して、娘たち（全体）の相続分が1/14であることが民法の規定であったが、法案は、これに加えて、被相続人から分離していない卑属（子孫）がいる場合には、次の者が相続に参加できないとしていた。①被相続人から生前に分離した者、②最近10年間被相続人から分かれて生活し、その経営を支援しなかった者、③被相続人に息子とその子孫がいる場合には、結婚した娘と寡婦となった娘。この「娘たち」の相続について、法案は、さらに次のような2つの規定を付加している。すなわち、①「未婚の娘は、息子やその子孫がいるときは、結婚する際に、「婚資」の代わりに自分の相続分を貨幣で受け取るが、それまでは、その他の相続人から「住居と扶養」

を受ける権利を持つ」という規定と、②「結婚した娘および寡婦となった娘は、息子やその子孫がいないときは、未婚の娘と同じ相続分を受け取る」という規定である。

また、「傍系親族」による相続について、法案は、①「小所有地は出生と代表権の点で最も近い傍系親族の中の最年長者に——各系の中では、同一親等の親族中では女性より男性を優先して——移転する」という規定と、②「複数の傍系親族の共有にある土地の持分は、共有者の一人が子孫を残さず死亡した場合、残りの共有者に移転する(第1134条—第1137条の規定による)」という規定とを置いていた。

最後に、「配偶者」による「終身所有」としての相続については、次の規定が置かれていた。①被相続人に卑属(子孫)がいる場合には、配偶者は息子と同じ相続分を受け取るが、その相続分は1/4を下らない。ただし寡婦が他家へ婚出するときは、その終身所有は終了する。②被相続人に卑属(子孫)がいない場合には、配偶者は全てを受け取る。③被相続人が子孫を残さず死亡し、寡婦と両親(またはその片方)が残された場合には、寡婦と両親(またはその片方)は半分づつ受け取り、両親の死後に、その相続分は寡婦に移転する⁽⁴⁶⁾。

ここに見られるように、法案は、近代民法に特徴的といえる「血縁者の優先」の原則から著しくそれ、農民慣習法の原則に近づいていた。すなわち、男女(息子と娘、寡夫と寡婦)の平等はまったく認められておらず、また「最近10年間被相続人から分かれて生活し、その経営を支援しなかった」子(男女)を相続から排除していることが示すように、血縁家族の原理よりも、世帯＝「勤労アルテリ原理」を優先したのである⁽⁴⁶⁾。

さて、この法案が国会に提出されたのち、1914年2月22日に国会の第一土地小委員会はこの法案を審議した⁽⁴⁷⁾。しかし、その後、法案が立法府を通過することはなかった。

IV 農業省における「小土地所有の分割の防止のための方策に関する」法案の審議

この間、農業省でも、小土地所有、とりわけ土地整理によって生まれたフートルとオートルプなどの区画地を相続による分割からまもるための法案が準備されていた。農業省がそうした法案の検討をいつからはじめたかを正確に知ることはできないが、1912年夏までには事実上新しい法案の骨子が成立していたことは間違いない。この年の8月に、『ルースキエ・ヴェードモスチ(ロシア報知)』、『ウートロ・ロシイ(ロシアの夜明け)』、『セリスキー・ヴェースニク(村落通報)』(半官紙)など各紙は、農業省が「農民の個人的所有となっている土地における相続に関する」法案を作成中であると報じていた。

この法案(「政府の援助の下で作成された小土地所有の分割の防止のための方策について」)の検討の過程で農業省の作成した文書では、「小土地所有の分割」がきわめて有害な結果をもたらすことが5点にわたって述べられている。

1. 小区画地の漸次的分割は、耕地と用益地との間の経済状態の零細化に行き着く。
2. 区画地の分割は、その面積と所有者の労働力との間の相関に不利な影響を与える。
3. 区画地の面積の減少は、自ずから収益を減少させる。

4. 小所有地の分割によって、最後には、個々の区画地が自分の経営主を養えなくなる瞬間が到来し、彼らは自分で働くより、他人に労働者として雇われることに利益を感じるようになる。

5. まず貸地が、ついで土地の売却が行われ、小所有者の都市稼ぎへの出稼ぎと結びついて、余剰な農業人口の非農業的職業への流出が生じる⁽⁴⁸⁾。

一方、法案の説明書（1912年8月16日）では、土地の分割を防止するための方法として次のことが述べられていた。すなわち、小土地所有を法的に保護する必要性、とりわけ「相続的分割」を制限する必要性があり、そのような制限策としては、(a)「一子相続制」、(b)「分割禁止家族区画地」の制度、(c)一人の相続人による「優先的相続」の制度の3つの制度があるが、ロシアの諸条件からみて最も現実的で好ましい方法は「優先的相続」にもとづく規則を制定することであり、そうした原則にもとづいて法案が作成された、と⁽⁴⁹⁾。この3つの制度のうち、(a)「一子相続制」はあらゆる土地の分割を禁止するという点で、最も厳しい制度であり、(b)「分割禁止家族区画地」の制度は、一定の規準面積の土地、例えば10デシャチーナを分割禁止家族区画地の規準として確定すると、15デシャチーナの土地のうち10デシャチーナは分割することはできないが、5（＝15－10）デシャチーナの土地は分割することができるというものである。また(c)「優先的相続制」は、一定の基準面積、例えば10デシャチーナが確定されると、10デシャチーナ以下の土地はもちろん、10－20デシャチーナの土地までが「実物で」分割することができなくなり、そのまま優先的相続人に伝えられ、その他の相続人は自分の持分に対する支払を貨幣で受け取るというものである。この最後の方法は、一面では、財産の「均分」が原則であったロシアの農民世帯の慣習に調和的であり、他面では、土地の分割を制限するという目的にかなっていると考えられたようである。

こうした原則の下に農業省の作成した法案（第一次案）の条文を以下に示しておこう。

- 1 政府の援助によって形成され、1911年5月29日の土地整理に関する規程の第2条に示された分割限度を超えない個人所有地は、その所有者の状態および取得方法を問わず、相続的分割の方法による細分化を受けない財産と考えられる。
- 2 前条（第1条）に示された所有地は、現行の法律で確定された方法で、相続によって移転するが（民法、第10巻、第1部、第1121条および以下。農民に関する一般規程への特別補足、第9巻、第13条）、相続による分割に関しては、1324条に載せられた規則の効力に服す（民法、第10巻、第1部、不分割領地の分割について。以下の条（第3条－第6条）に示された修正と補足を含む）。
- 3 民法、第10巻、第1部、第1324条で指摘された不分割所有地に対する優先的権利は、第一条に示された、農民の相続構成に入る所有地では、共同相続人の共同利用の場合に戸主と認められた相続人に属する。
- 4 民法、第10巻、第1部、第3条または本規則の第3条によって、不分割所有（第1条）

に対する優先権を持つ相続人は、その他の相続人への持分の支払機関に関する協定が成立しない場合には、相続地の分割に関する裁判所のしかるべき決定が効力を持った日から数えて3年以内に支払いを実施しなければならない。

- 5 実際の支払いの受け取り（第4条）まで、それに対する権利を持つ不分割所有地（第1条）の相続人は、優先的相続人と共同で所有地の利用とそこからの収入への参加を、自分に属する相続持分に応じて、維持する。
- 6 支払額の確定に際しては、不分割所有地（第1条）の価値は、そこに建てられた建築物ならびに経営の付属物をなす動産（これらは、評価に入らず、無償で、不分割所有地における優先的権利を持つ相続人のものとなる）の価値を計算に入れずに、用益地の価値によって決定される。支払いの消却のために不分割所有地の優先的相続人によって農民銀行の担保に入れられている場合は、所有地および支払いを受け取る相続人の相続持分の価値は、農民銀行によって行なわれる所有地の評価に従って決定される。
- 7 農民銀行は、この所有地の所有者がどの身分に属するかを問わず、第1条に示された不分割所有地を抵当とする、残余の相続人に帰すべき支払いの消却のための貸付を、優先的相続人に与えることができる——もし貸付が分与地中の所有地を抵当として与えられるならば、農民の購入した分与地を抵当とする貸付の支払いのために確定された基礎（1912年6月5日の法律、第6条、第2項）にもとづいて、またその他のすべての場合には、農民銀行の定款の一般的基礎にもとづいて——。上に示した必要のための、すでに農民銀行の抵当に入っている所有地の再抵当による補充的貸付の授与は、先行する負債の締結時から5年が経過するまえにも許され、また同様に国家管理庁への負債を禁止されている土地を抵当とする補足的貸付も許される⁽⁵⁰⁾。

こうして農業省・国家土地財産庁の作成した法案は、——前述の内務省の通達よりも少し遅れて——1912年8月30日付で地方における審議のため各県の土地整理委員会に送付され、これに対して各県委員会は審議結果を10月10日までに農業省の土地整理事業委員会に伝えるよう求められた⁽⁵¹⁾。

その後、1912年末までに集められた帝国諸県の土地整理委員会の結論は、そのほとんどが農業省の法案を基本的に支持するものであった。これらの報告の多くは、土地整理によって新たに創出されたフートルやオートルブなどの個人所有地も、その他の形態にとどまっている土地（混在耕地制の下にある共同体所有地や世帯別所有地）と同様に、分割・細分されていると報じ、小所有地の分割を法的に阻止することが必要であることに同意するものであった。

フートルやオートルブ経営の分割について農業省に提出された報告のうちいくつかを紹介しておこう。

表7 土地分与から1910年1月1日までの家族分割

調査時	実在世帯数(戸数)
土地分与の時点	71,296
うち不分割	16,649
2分割	28,608
3分割	15,815
4分割	5,528
5分割以上	4,693
1877年1月1日	84,881
1905年1月1日	91,692
1910年1月1日	181,605

史料) Ф. 408, оп.1, д.346, л.61.

表8 フートルとオートルプの分割の事例

村落	戸主名	所有面積(デシャチーナ)	何分割
ブトレ郷ブトレ村	Ф.Ф.ソロドゥヒン	21.90	3
	С.А.アヴェリチキン	6.63	3
	А.И.ハリトノフ	23.74	4
ルジェンスカヤ郷ボクロフ村	А.Д.サモヴィチェフ	12.97	3
	П.А.サヴィン	12.26	3

史料) Ф. 408, оп.1, д.346, л.13.

表9 1912年10月10日までに分割した区画地(12郡)

分割の理由	区画地数
相続的分割	14
共有者間での分割	33
その他	4
計	51

史料) Ф.408, оп.1, д.346, л.39.

まず典型的な大ロシア諸県の一つであり、中央農業地域に属するオリョール県からは、農民の家族分割に関するかなり詳しい報告がなされている。それによると、1910年1月1日に存在した農民世帯のうち、土地分与の時点から存在したものは71,296世帯であり、そのうち分割されなかったのは16,649世帯(23.4パーセント)だけであり、残りの54,644世帯(76.6パーセント)から分割によって164,956世帯が生まれていたとされる。しかも、こうした家族分割が特に急速に進行したのは1905年から1910年の時期であった。もちろん分割されたのは、オプシチー

ナ的所有や世帯別所有の下にある混在耕地にとどまらず、フートルやオートルプなどの土地整理を受けた個人所有地にまで及んでいた。多くの村落でそれらの「相続的分割」が行われ、ブトレ村やボクロフ村の事例が示すように、区画地が2分～4分されていたのである。

帝国の西部地域ではどうだっただろうか。まず古来より「一子相続制」の広まっていた沿バルト諸県からの報告は行われていない。ただし沿バルトに隣接するコヴノ県からは、農民の家族分割がまったく行なわれていないわけではないが、ほとんど行われてこなかったという報告がなされていた。

「私の手元にあるデータでは、3郡、800村落および単一世帯居住地、123,000デシャチーナの面積で、分与時に7,158世帯が数えられた。1908年までにこれらの村落では、8133世帯が存在する。すなわち、世帯数は975世帯または13%しか増加しなかった。このように分割が少数であったことは、農民がいかに慎重に自分の土地単位に対処しているかを示している。」⁽⁵²⁾

しかし、同じ西部地域でも、他の地域(リトアニア、白ロシア、ウクライナ)ではまったく事情が異なっていた。例えば北西部のグロドノ県からは、分割されたフートルとオートルプが20-50パーセントにも達するという報告が送付されていた。またモギリョーフ県からも、フートルやオートルプ経営が2～5分されたといった事例が報告され、その結果、平均して6.53デシャチーナの耕地が3.08デシャチーナにまで零細化したことなどが明らかにされた⁽⁵³⁾。

それではウクライナ(南西部)ではどうだっただろうか。ヴォルイニ県では、農業省の8月30日の通達に対して次のような回答がなされた。

「これらの所有地の分割は、売却と譲渡によっても、相続的分割によっても、抑制しがたく進行している。私が監督していた時期に、本結論を提示するための、実施された分割の数に関する完全に正確な情報を私は集めることができなかった。というのは、県内の小個人所有地の総数はきわめて多く4万にまで達しており、この問題に関する完全に正確な情報は地元における詳細な調査の後のみ提示できたであろう。不正確で、点検されていない情報を提出することは、可能とも問題にとって有益とも認められないので、ただ次のような短い、一般的な結論にとどめなければならない。上に示した分割はヴォルイニ県では著しい数の場合に実施され、実施されている。所有者が自分のイニシアティブで自分の区画地を分割から護ろうとする方策を取ろうとするためのいかなるクライテリアもまったく観察されていない。細分された区画地がいかなる状態にあるのかという点については、次のようなことを言わなければならない。相続的分割の制度においては、土地整理によって造り出された個人所有地は、事実上、相続人＝分離者の間で分割される。そしてそのような方法によって新しい、より小さな所有地が、事実上の所有地であって、法的ではない所有地が、造り出される。というのは、土地整理機関の発行した土地確定文書は以前のままと最初の所有地に対して共同であり、またいつもというわけではないが、農民生活において認められている家内的性格の贈与文書、遺言書およびその他の同様な文書がこの所有地に対する唯一の文書だからである。」⁽⁵⁴⁾

これらの文書から読み取れるように、帝国のごくわずかな地域を除いて、土地の分割が進行

しており、しかもそうした事実を背景にして、地方の土地整理委員会のほとんどが立法による制限を支持していたのである。農業省は、これらの土地整理委員会の結論をとりまとめ、翌1913年1月までに「小土地所有の分割の防止のための方策に関する」法案（全37条）を起草し⁽⁶⁵⁾、さらにその後の内部的な検討・改訂作業を経て、法案（全35条）を作成した。こうして同年3月には、「小土地所有の分割の予防のための方策に関する」法案の審議が農業省内に設置された土地整理事業委員会で実施されることとなった⁽⁶⁶⁾。

この委員会の審議に付された法案の説明書は、次のように4つの編で「小土地所有の保護」のための方策を緊急に採用することが必要であり、そのために優先的相続システムがロシアに最も適した方策であることを結論する。

- I 小土地所有の保護の必要性
 - 1 小所有地の少数者の手への集中
 - 2 小土地所有の分割
 - 3 土地所有の過度の分割の帰結
 - a) 農耕の衰退
 - b) 土地価格の上昇
 - B) 住民の勤労エネルギーの低下
- II 小土地所有の分割の予防のための方策に対する主要な反論
 - a) 分割が自然的に停止する可能性
 - b) 法令による禁止の非現実性
 - B) 土地なし住民の数の増加
 - Г) 家族関係の険悪化
- III 小土地所有の分割を防止する方策の採用の緊急性
 - 1 現存する小所有地の平均面積
 - 2 土地所有における現行の相続制度
 - 3 フートルとオートルプ区画地の形成
- IV 小土地所有の分割の制限の可能な方法
 - 1 外国の立法で採用された方策
 - a) 一子相続制
 - b) 分割を禁止された家族区画地の制度
 - B) 一人の相続人の優先的相続制
 - 2 ロシア法の現実

このうち、IVにのみ触れておこう。そこでは、「外国の立法で採用された方策」として、(a)「一子相続制」、(b)「分割禁止家族区画地」の制度、(c)一人の相続人の「優先的相続」シス

テムの3つをあげたのち、最も純粋な型の「一子相続制」がイギリスで行なわれてきたこと、またドイツでも「一子相続法」(Anerbenrecht)が存在してきたことを紹介する。これに対して「分割を禁止された家族区画地」の例として米国の「ホームステッド」(Homestead)法の規定や、最近になって(1909年7月12日)フランスで制定された「家族財産の不可侵性」(bien de famille insaisissable)に関する法令などの事例に言及する。また「優先的相続制」の例としては、1874年代にドイツのハノーヴァーで制定された農民世帯に関する法律などに触れている。このハノーヴァーの立法では、相続人のうち一人だけが実物財産を相続し、その他は「給付」を受け取ることが予定されていた。これらのうちロシア法をとりまく現実の条件という観点からみて可能な最も好ましい制度は何か? この問いに対して説明書は、イギリスなどの「一子相続制」は封建制の所産であり、それらの社会に古くから根づいてきた制度・慣習であるとしても、一子を除いて相続から排除するがゆえに、ロシアでは問題が多いが、息子たち全員に持分権を与える「優先的相続」の制度ならばロシアでも導入可能であり、しかも小所有地の分割を制限するという目的にとっても好ましいものである、と述べる⁽⁶⁷⁾。

一方、法案の原則も協議会までに改訂が加えられ、次のような版が準備されていた。

- 1 政府の援助を得て形成され、『法令全書』第10巻、第3部、土地整理に関する規程、第2条に示されている限界面積の半分を超えない個人的土地所有は、その所有者の身分や取得方法を問わず、相続的分割または財産譲渡の契約のかたちでの分割ができない財産と考えられる。
- 2 前条(第1条)に示された土地所有は、相続持分の規模の決定に関しては、現行の法律(民法、第10巻、第1部、第1010条以下および第1121条以下、農民に関する一般規程、特別補遺、第9巻、第13条)によって定められた方法に移る。しかし、相続による分割に関しては、民法、第10巻、第1部、第1324条にもられた規則(不分割領地の分割について)の効力に従い、以下の条文(第3条-第7条)に示される修正と補足を受ける。
- 3 民法、第10巻、第1部、第1324条、第3項で確定された不分割所有地の優先権は、相続の構成に入った農民の第1条に示された所有地では、共同相続人の共同利用の場合には、戸主と認められた相続人に属する。
- 4 不分割所有地(第1条)における優先的相続権は、その所有者の身分と取得方法を問わず、遺言によって、相続人の一人(第2条)に授与される
- 5 民法、第10巻、第1部、第1324条、第3項または本規則の第3条と第4条に従って不分割所有地に対する優先的権利を持つ相続人は(第1条)、残余の相続人への持分の支払い期限に関する同意が成立しない場合、相続地の分割に関する裁判所による決定が効力を持った日から3年以内に支払いを行わなければならない。
- 6 実際の支払いの受け取りまで(第5条)、それに対する権利を持つ不分割所有地(第1条)の相続人は、優先的相続人と共同で、自分に属すると考えられる持分に応じて、所有

地とそこからの収入との利用に参加する。

- 7 支払い額の決定に際しては、不分割所有地（第1条）の価値は、用益地の価格によって決められる。経営の必要な付属物をなす、区画地に建てられた建物ならびにその遂行に必要な役畜やその他の家畜、農具や種籾は、評価に算定されず、不分割所有地に優先的権利を持つ相続人に無償で属する⁽⁵⁸⁾。(以下略)

この委員会における法案の審議に参加した委員は、A. B. クリヴォシェイン（議長、農業省）のほかに、П. H. イグナチエフ（農業省次官）、A. A. リッツフ、C. C. フリプノフ（貴族土地銀行・農民土地銀行総裁）、A. B. コンシン（国立銀行総裁）、A. П. ペトロフ（国立銀行評議会委員）、A. A. コフォド（宮廷評議会委員）、B. Э. グレフス（8等官）、M. E. ニロド（宮内省）、A. И. リニコシン（内務次官）、H. H. ポクロフスキー（大蔵次官）、A. A. ヴィシュニャーコフ（直税局次官）、C. Д. ルージン（法務省、省庁間部長補佐）、П. H. ミリューチン（大蔵省第一局長）、Ф. A. ヴァリテル（同、第一局次官）、A. И. マリコフ（国家官房、国家会計検査院官房長官）、П. И. マルチェンコ（同、次官）、Д. H. リュビーモフ（農業省、国家土地財産庁長官）であった⁽⁵⁹⁾。

1913年3月14日に開かれた土地整理事業委員会の会議では、次のような意見が提出された。まず最初の総論的な部分で、リニコシン（内務次官）が発言し、内務省（地方課）で小所有地の相続に関する一般的な法案を検討中であることを伝えた。これに続いて、ポクロフスキー（大蔵次官）が発言し、法案に反対ではないが、それが「時期尚早」であるとして、次のような問題点を指摘した。すなわち、1. 法案が実施されると、土地を持たない農業プロレタリアートが増加すること、2. 優先的相続人がその他の相続人に支払わなければならない金額のために「不分割区画地における負債の過重」という問題が生じること、3. 家族成員間の不和など道徳上の問題が生じるであろうことが危惧されること、などである。ちなみに、これらの問題点はいずれも内務省地方課の法案の審議の際にも主張された論点であり、優先的相続のシステムがはらむ本質的な問題点をなすであろうことは間違いなかった。またフリプノフ（貴族土地銀行・農民土地銀行総裁）も、外国や沿バルト地域、沿ヴィスラ地域における一子相続制の結果をよく研究することが必要であると述べ、慎重論の立場を表明した。これに対して、クリヴォシェイン（議長）は、ポクロフスキーなどの「時期尚早」論に反対である旨を述べ、またリニコシンも、「最近の地方での旅行から、規則の公布の必要性が……農民人口によっても認識されている」と述べ、法案を擁護した⁽⁶⁰⁾。

委員会の会議は、その後、3月17日、19日、22日に開かれ、最終日には「基準」についての審議が行なわれ、結局、法案の上記の原則が認められるに至る。さらにその後、各省庁（法務省、大蔵省、内務省地方課）で法案の問題点が検討され、5月には土地整理事業委員会が3月の会議で認められた草案を承認した⁽⁶¹⁾。

しかし、前述のように、内務省の法案から小所有地の相続的分割に関する部分が削除され、

農業省の法案に一体化されることになったため、この農業省の規定案は、その後、さらになる検討と修正を加えられるとなった。そして、法案は、1913年8月に『農業省の通報』(第34号)および『内務省地方課通報』(第8号)に掲載され⁶²⁾、広く流布することとなった。新聞報道によれば、法案の改訂はその後も続けられ、開戦後の1914年10月には、4章、45条からなる改訂版(相続給付の保険の導入に関する章が付け加えられた版)が作成されたようである⁶³⁾。

しかしながら、この法案が立法機関(国会と国家評議会)に正式に提出されることはついになかった。その理由の一つは、技術的なものであり、農業省の法案を立法機関に提出されるためには、まず1914年5月までに両立法院に提出された内務省の法案が審議され、法律として制定されることが必要であったが、それはついに実現しなかったためであると考えられる。しかし、より重要な理由としては、ポクロフスキーなどの主張した重大な諸問題が伏在していたために、かりに法案が立法院を通過したとしても、新しい制度が果たして村落社会に本当に受容されるかどうか疑問であったことであつたと考えられる。本質的には、この最後の点こそが最も関心をひく問題であつたと言わなければならない。

むすび

ここでは、これらの二法案がロシア社会によってどのように受け取られたかを詳しく検討することはできない。しかし、1913年の夏に法案が準備・審議されていることが広くロシア社会に知られたとき問題となった点の一つ、もし立法化が行なわれたとしても、それが果たして農村社会によって受容されるかどうか疑問視されたという点に触れておこう。そもそも1906年にロシア政府が私的大土地所有の強制収用と分与地の追加という農民大衆の要求を拒絶した上で、「オブシチーナ的所有」を「区画地的所有」に転換する政策を打ち出したのも、農民の高まる運動を抑圧し、ツァーリズムの権威主義的体制に依拠しながらのことであつた。しかし、それでも「オブシチーナ的所有」を廃止する場合には、それによって利益を得る村落共同体における戸主の半数の賛成(または少なくとも「反対しない」という態度)を期待することができたのである。しかしながら、いかに緩やかな方法であろうとも事実上の「一子相続制」が強制される場合には、事情が異なる。一方では、新しい戸主の兄弟姉妹たちを吸収する産業の発展が整わない限り、農村から都市への労働力の移動も生じることなく、土地を持たないプロレタリアの大衆が農村内部に形成されることになることが予想される。もちろん、新しい立法がロシア経済の内発的な発展と成長のための条件を創り出すことに期待することはできるかもしれないが、それには時間がかかるであろう。またヴィッテが蔵相時代の1890年代に採用したような外国資本への依存に期待することもできたであろうが、その場合でも、ロシア経済が農村からの巨大な人口圧力に耐えるだけの成長と雇用を実現しえるかどうかは疑問であつた。他方、優先的相続人は共同相続人(兄弟姉妹)に巨額の給付額を支払うために農民土地銀行による相続地への長期間の抵当貸付に依存せざるを得なくなり、長期間(55年半?)にわたって負債の償還と利子の支払いをしなければならなくなる。それは優先的相続人となつた戸主の経営に

とって重い負担となり、またロシアの資本市場を圧迫するであろう。こうした事情は法令の批判者だけでなく、「死文化」を心配する人々にとっても懸念される点であった。

実際、政府側に立つ保守的な新聞『ノーヴォエ・ヴレーミャ（新時代）』の論評「フートルの分割との闘争」（1913年8月14日、K.ユーリエフスキー）は、そうした立場を明らかに表明している。それは、法案（農業省）の法案が①所有地の分割最低面積の確定、②優先的相続制度、③優先的相続人から共同相続人への支払方法という3つの本質的な部分からなると要約した上で、法律が「死文」となることを防ぐために、一定の補足と修正が必要であると述べ、とりわけ優先的相続人の肩にのしかかる負担（期間、利子）を軽減することが必要であると強調する。また同紙の「相続支払いの保障」（1914年2月24日）では、新しい相続方法が「優先的相続人の極度の負債、およびその他のすべての共同相続人大衆のプロレタリア化をもたらすかもしれない」という懸念を生み、それが法案に対する異論の本質的な理由となっていると述べた⁽⁶⁴⁾。

一方、1905-07年の第一次ロシア革命に際して、大土地所有の収用・分与地の補充を求め、社会革命派の農業綱領に近づいていたカデットの農業問題専門家はどのような立場をとったのだろうか。

A.カウフマンは、『レーチ』（1913年9月7日、10日、「農民の土地の分割に対する方策」）⁽⁶⁵⁾紙上で法案を検討したが、注目される点は彼が法案の目的と意図に必ずしも反対しなかったことである。カウフマンは、少なくとも現在のオートルプとフートルに対する政策に関する限り、その分割を防止する必要があるという。「小農民的土地所有の自由な分割が可能ならば、過度な分割の結果、いつでもどこでも、自己経営における最もしっかりした労働も所有者に必要な生活手段を与えなくなり、その結果、経営方法の改善が停止し、逆にその遂行が低下し、農業の全般的な低下が生じる瞬間がやって来る。」しかし、このことは確かだとしても、カウフマンの意見では、問題は農民の土地の分割との闘争が不可避的にもたらす著しい困難を農業省が知っているが、決して評価していないことにあった。しかも、その際、彼にとっても、相続的継承に参加しえない共同相続人の「大衆的土地喪失」（массовое обезземеление）＝プロレタリア化が、そしてまた優先的相続人の重い土地抵当負債が問題であり、さらに分割の最低基準面積を如何に設定するかが問題であった。まず最初の点について述べれば、一子相続法によって土地なしとなったイギリス貴族の子弟はオックスフォードやケンブリッジで教育を受けて僧侶や政治家になることができたとしても、何百万あるいは何千万人もの土地なし農民は、彼らの労働力に対する「大衆的需要」にこたえるしかないが、どのように、また誰によって「教育される」のか？ また第2の点については、小所有者の大衆が貧しいという状況の中で、圧倒的な多数が頼ることのできるのは農民土地銀行の土地抵当信用しかないということ（ヴェスニンや『ノーヴォエ・ヴレーミャ』紙が指摘した点）も明かであった。

カデットの農業問題専門家の中では、またA.E.ヴォルムスも『法学通報』に論文⁽⁶⁶⁾を寄せて相続法案に対する検討を行なった。この論文の中で、ヴォルムスは1913年夏の『内務省地方

課通報』に載せられた2つの法案を検討し、その際、立法者たちが「農民の相続の問題の現状が異常である」ことと、「現在、農民生活の経済的・法的諸条件が変化するとき、この（相続の）領域で慣習法の支配を維持し続けることが不可能である」ことを確信していることに触れ、「この法案の著者たちの出発点の規定に同意しないわけにはいかない」と述べる。ただし、ヴォルムスは、「新しい相続方法が法律によって、新しい条件に照応するまったく別の、新しい基礎にもとづいて確定されなければならない」のに、いづれの法案もこの点で不完全であると述べる。とりわけ問題となるのは、農民生活の新しい制度と調和しうる慣習法の特徴（近い親族への相続の原則と、合意による許容）を2つとも法案が拒絶していることである。例えば農業省案でも内務省案でも、被相続者と「一緒に住む者」を優遇しているが、これは「血縁」より「勤労（労働）原理」、「勤労家族」を優先するものである。また両法案とも「旧来の身分的体制」から解放されていない。

一方、優先的相続制を規定している農業省の法案については、ヴォルムスは、「小所有の区画地の経済状態および現在の農村法体制の一般的状態を考慮しなければならない」という要請に基本的に応えているという。すなわち、ドイツの優先的相続には地方によって若干異なる3つのシステムがあり、法案はそのうちハノーヴァーで採用されている制度にもとづくものであり、妥当なものであるという。このハノーヴァー法には、その他の地域の法と比較すると、次のような特徴がある。

まずバヴァリア、ヘッセン、メクレンブルクなどで行なわれている相続方法では、「区画地は、被相続人のその他の財産から区別される一つのあつまりをなし、分割禁制領地と同様に、特別な手続きで移転する。」この制度は法的に首尾一貫しているが、一般的な制度とは決定的にかけ離れており、そのため住民の側からの反抗をまねきやすい。これとは別の、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、シュレージエン、ブランデンブルク、バーデンで見られ、スイスの法典でも採用されている制度では、「優先的相続人をすべての共有遺産における共同相続人と認め、優先的相続人には区画地の自分への移転を要求する義務的な権利が付与される(Damnationspralegat)。」これに対して、さらに別の方法がオルデンブルク、ウェストファリア、ハノーヴァー、プロイセンの「地代領地」(Rentengüter)で行なわれているものであり、その内容は次のように表現される。

「優先的相続人は共有遺産における参加者となるが、区画地は、相続の開始の時点で、自分に移転し、直接にその個人財産となる(Vindicationspralegat)。この制度は、第一と第二の方法の妥協物であり、内的矛盾のため、優先的相続人の権利の法的構成の観点で難点を持つ。男爵フライターク・ローリンホーヴェン教授が正しく指摘したように、相続の最終的終了まで区画地は個々の相続人の所有であると同時に全共同相続人の共有にあるかのようである。」

この制度では、「共同相続人の自分に与えられる支払いに対する権利および被相続人の残した債務に対する義務の性格が争点となる」が、「この制度が最も好ましいと考えられ、そのため最新の法律によって採用されてきた。」

しかし、農業省の法案では、ハノーヴァー法の原則が採用されているにもかかわらず、①対象となる財産の範囲、②分割禁止の最低基準面積、③優先的相続人からその他の相続人に支払われる給付額の決定方法、④共同相続人の状態の考慮、⑤被相続人の負債の処理などの点で、多くの問題⁶⁷⁾を含んでいるとヴォルムス述べる。

かくしてヴォルムスは結論する。農民地における相続の方法を法律に従わせる必要があるという基本的な考えは重要であるとしても、政府の法案には「法的な問題」が多すぎる。むしろ、スイスの新民法で行なわれたように、あらゆる「農業企業」(landwirtschaftliches Gewerbe)に共通な相続法を制定することが必要である、と。

これらの主張に見られるように、かつて「オプシチーナ的所有」を前提として「土地不足」農民のために大土地所有の強制収用と分与地の補充を主張したカデット党の農業綱領に見られた主張は退ざき、むしろ経済合理性の観点が強調されている。これは、1906年11月9日の勅令の公布後の新しい状況の中で、社会の雰囲気に変化していたことを反映するものであったといえるかもしれない。ともあれ、20世紀初頭のロシアでは、資本主義の発展を背景にアルカイツクな村落共産主義の土台を最終的に根絶しようとする人々の、大きな勢力が現れていたが、たたかひの最終的な決着はいまだつけられていなかったということができよう。ロシア社会はまさしく正念場を迎えており、このたたかひがどのような結末を迎えるかはまだ誰も予測することはできなかった。

註)

- 1) Исследование экономического положения Центрально-Черноземных губерний, Труды особого совещания 1899-1901 г., Составил А. Д. Поленов, Москва, 1901, с.12, 69.
- 2) М.С.Симонова, Кризис аграрной политики царизма накануне первой Российской революции, Москва, 1987, с.132-133. なお,1900年以降の穀物統計は, Влияние неурожаев на народное хозяйства России, под общей редакцией В.Г.Громана, Часть первая, Москва, 1907. Steven G. Wheatcroft の次の論文もこの統計にもとづくものであるが, 本稿ではこれらの統計は紹介しない. Crises and the condition of the peasantry in late Imperial Russia, Peasant Economy, Culture and Politics of European Russia, 1800-1921, (ed.) E. Kingston-mann and T. Mixter.
- 3) セルゲイ・ヴィッテを議長とする農業問題特別協議会は, 1902年1月22日から1905年3月30日まで活動したが, その間, 「ヨーロッパ・ロシアの中央黒土地域における経済状態の調査のための委員会」(以下, 「中央部委員会」と略記する)がその小委員会として設置され, 1902年12月から1904年3月まで活動した。この委員会は, 3巻の報告書を出版している。
- 4) F・リスト『農地制度論』(岩波書店版, 1974年), 187-193ページ。リストは, 「近時の相続法の劣悪な平等主義は時宜に合わぬ法律的感傷にはかならないものであって, 人民の健全な常識は, …… , 各所でこれを却けたのであった」として, 不分割の原則を擁護し, 逆に男子均分相続法が極限にまで拡がり, 土地の細分化と救貧の度合いが増加した例として, アイルランドの事例をあげている。
- 5) M・ヴェーバー『儒教と道教』(木全徳雄訳, 創文社, 1971年), 117-118ページ参照。ヴェーバーは, 16世紀以降における中国と西欧との発展の人口統計学的相違を簡潔にはあるが, 鋭く指摘している。また帝政ロシアについては, 『M・ヴェーバーロシア革命論Ⅱ』(肥前栄一・鈴木健夫・小島修一・佐藤芳行訳, 名古屋大学出版会, 1999年)の農業問題に関する部分を参照。
- 6) Труды высочайше учрежденной 16 Ноября 1901 г. Комиссии по исследованию вопроса о движении с 1861 г. по 1900 г. благосостояния сельского населения средне-земледельческих губерний, сравнительно с другими местностями Европейской России, 1 часть, СПб., 1903, с. 7.
- 7) 原洋之介『クリフォード・ギアツの経済学 アジア研究と経済理論の間で』リポート, 1985年, 130ページ以下。ジャワの農村社会に適用されたこの概念は, 生態系の適応様式が著しく異なるにもかかわらず, ロシア帝国, とりわけロシア諸県にもあてはまるように思われる。もちろん, この用語がロシアで使用されたことは一度もないことは言うまでもないが。
- 8) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.2-3.
- 9) Б.Ленский, Крестьянские семейные разделы, Дело, 1881, No.1, с.21.
- 10) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.7.
- 11) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.8.
- 12) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.9.
- 13) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.20.
- 14) 1886年の法案審議過程と制定された法の規定については, 次の論文が詳しい。Н.Бржеский, Крестьянские семейные разделы и закон 18 Марта 1886 года, Русское Экономическое Обозрение, СПб., 1900, Апрель. またその意味については, カチヨロフ

- スキーの指摘を参照されたい。К. Качоровский, Народное право, Москва, 1906, с. 41-42.
- 15) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.47.
- 16) この点について、地方委員会の多数意見は、「一般市民的な、個人的所有の原理によって農民の財産法関係を正常化し、共有者を一つの共同経営に強制的に維持しているあらゆる手段を廃止する」ことを結論し、他方少数派は、「所有の家族的原理」を維持しつつ、「農民家族の解体を防ぐための方策」として a)「立法による家族分割の規制」、b)「分割の最低面積の確定」、c)「家族の全成員による、戸主の家族財産管理権の制限」などをあげた。Принципальные вопросы по крестьянскому делу с ответами местных сельскохозяйственных комитетов, СПб., 1904, с.17.
- 17) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.56, 57.
- 18) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.58.
- 19) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.61-62.
- 20) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.64.
- 21) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.64-66.
- 22) 農業問題特別協議会が1902年から1904年末に審議した事項は、小規模人民信用、鉄道運賃率、牧草栽培、農業生産の上昇、農業労働の生産性、穀物商業、酪農経営、自然的障害、地方荷馬車道、借地問題などである。地方委員会報告書の審議が始まったとき(1904年12月8日)、委員であったのは24人であり、А.А.ポロフツォフ、И.И.ヴォロンツォフ・ダシコフ、Н.М.チハチョフ、А.Н.コロムジン、П.П.セミョーノフ、Н.Н.ゲラルド、Ф.Г.テルネル、П.А.サブーロフ、С.Д.Шелемечев、Л.Д.ヴァゼムスキー、В.В.カラチョフ、А.С.スチシンスキー、П.Л.ロブコ(国家会計検査院)、А.С.ドルゴルーコフ(上級宮廷長)、А.Х.ステヴェン(農業国有土地財産省)、П.Х.Шубанебаフ、А.Д.オボレンスキー(大蔵省)、Н.Н.クートレル(内務省)、В.С.コチュベイ(宮内省)、М.П.トルストイ(陸軍少将)、А.Г.シチエルバトフ(モスクワ農業協会)であり、その他に農民問題のみに参加する委員(3人)として、И.Д.ゴレムイキン(国家評議会)、Г.А.エヴレイノフ(法務省)、Н.А.フヴォストフ(元老員)が加わっていた。さらに審議権のみをもって参加したのは、13人であり、А.Д.ジノヴィエフ(サンクト・ペテルブルク県知事)、В.В.グドヴィチ(サンクト・ペテルブルク県貴族団長)、Г.Г.サヴィチ(内務省評議会)、В.И.グルコ(内務省地方課)、А.В.クリヴォシェイン(移住局)、А.П.ニコリスキー(国家貯金局)、А.И.ルィコシン(元老院)、А.А.チッチフ(大蔵省)、А.С.ポスニコフ(サンクト・ペテルブルク工科大学教授)、Д.И.ピフノ(キエフ大学教授)、А.М.グリャーエフ(キエフ大学教授)、И.А.カブルーコフ(モスクワ大学私講師)、П.П.ジュシェン(モスクワ大学私講師)であった。
- 23) 1905年4月6日に設置された「農民的土地所有の強化のための方策に関する特別協議会」の議長はИ.Д.ゴレムイキンであり、委員は、П.П.セミョーノフ、А.С.ブランチャニノフ、А.С.スチシンスキー、Ю.А.イスクド・フォン・ギリデンバント、В.Ф.トレポフ、П.Х.Шубанебаフ、Н.Н.クートレル、А.А.ゴレニシェフ・クトゥーゾフ、Н.Ф.スホムリノフ、А.Г.シチエルバトフ、В.В.メルル・ザコメリスキー、А.Д.サマーリン、Д.А.ホミャーコフ、А.Д.オボレンスキー、А.В.クリヴォシェイン、В.И.グルコ、Н.В.プレーヴェであった。
- 24) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.70-71.
- 25) РГИА, ф.1291, оп.50, д.32, л.74-75.
- 26) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18.

- 27) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 б, л.3-29.
- 28) РГИА, ф.1291, оп. 51, д. 386, л.1-9.
- 29) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 б, л.52, 94-99.
- 30) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 б, л.114.
- 31) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.31-32.
- 32) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 б, л.197-209.
- 33) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 б, Ф.1291, оп.51, д.386, л.17-18.
- 34) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 б, л.172.
- 35) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.7-8.
- 36) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.92-102.
- 37) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.103-104.
- 38) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.138, 149, 170.
- 39) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.142.
- 40) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.178.
- 41) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.88.
- 42) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.179, 185.
- 43) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.193-205.
- 44) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18 а, л.254-307, 331-331, 351-353, 363, 370.
- 45) Законопроекты, внесенные в Государственную Думу М.В.Д., СПб., 1914, с.31-34, РГИА, ф.1291, оп.120, д.18-а, л.332-348.
- 46) 内務省が立法府に提出した法案は、相続人の範囲と相続分の規定に関する限り、相続における農民慣習法に近づけようとするものであった。テュテュリユーモフが『農民相続法 人民慣習法の概要』(1881年)で示した慣習の幾つかの基本的な原則がそこで採用されている。
- ①息子たちの間での均分
- ②娘たちのわずかな持分(ただし息子がいない場合には、娘(未婚)が全財産を相続することができる。)
- ③「(婿養子は)特定の条件の場合、特に妻の父に息子がいない場合には、婿は妻の父の完全な相続人になり、その死後、彼の全財産を受け取る。」
- ④寡婦の相続分は、夫(被相続人)の家の形態(小家族か大家族か)、子の有無、婚姻期間などによって変化し、寡婦が婚出する場合には、相続しえない。
- ⑤子のいない被相続人(男性)の遺産は、兄弟間で分割される。
- ⑥子のいない被相続人(女性)の遺産は、兄弟姉妹の間で分割される。
- И. Тютюлюмов, Крестьянское наследственное право (Очерки народно обычного права), Слово, СПб., 1881, №.1-2.
- 47) РГИА, ф.1291, оп.120, д.18-а, л.355.
- 48) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.139-148.
- 49) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.1-27.
- 50) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.94.
- 51) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.87.
- 52) РГИА, ф.408, оп.1, д.346, л.77.
- 53) РГИА, ф.408, оп.1, д.346, л.103-109.
- 54) РГИА, ф.408, оп.1, д.346, л.16.

- 55) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.150-168.
- 56) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.194-211.
- 57) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.194.
- 58) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.210.
- 59) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.253.
- 60) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.262.
- 61) РГИА, ф.408, оп.1, д.347, л.358-378.
- 62) 2法案は、内務省地方課の通報（Известия земского отдела, 1913, №6-7, №.8）に掲載され、また農業省の法案は農業省の通報（Известия ГУЗиЗ, 1913, №.34）にも掲載された。通報に載せられた内務省の法案からは、優先的相続と「相続的分割」の制限に関する部分は削除されていた。
- 63) Русские Ведомости, 1914, №271, с.1.
- 64) Новое время, 14 Августа 1913 г., №13442, 23 Февраля 1914 г., №13633.
- 65) Речь, 7 Сентября 1917 г., 10 Сентября 1913 г.
- 66) А. Вормс, Проекты закона о наследовании в крестьянских землях, Юридический Вестник, Москва, 1913, Книга 3.
- 67) ヴォルムスがその他に問題とするのは、次のような点である。法案では、まず最低基準面積が1861年の規程の「最高分与地」または「勅令分与地」と規定されているが、これらは農奴解放時に農民と領主などの妥協の産物として、恣意的に定められたものであり、現在の時点で妥当性を持つものではない。また西欧の法律では、優先的相続人の負担を考慮して、支払いが土地の「交換価格」ではなく、「収入」によって決定されている。また優先的相続人の「特別持分」が設定されている。法案でも、動産が優先的相続人に帰属するよう配慮がなされているとはいえ、不十分である。しかし、他方では、共同相続人の状態が考慮されているとは言い難い。さらにまた被相続人の負債をどう処理するかが、法案では規定されていない。

追記）本論文は、2002年度文部科学省科学研究費による研究成果の一部である。

なお、1999年度に北海道大学スラブ研究センターにおいて客員助教授として研究する機会を与えていただいた。本研究の着想と利用した史料は一部は、その時に得たものである。ここに記して感謝の意を表したい。